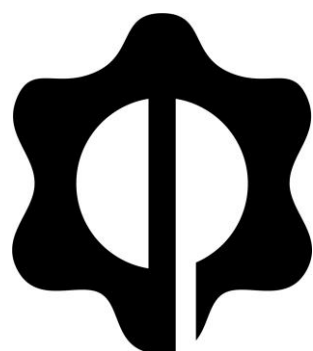


中野市水防計画書



中 野 市

中野市水防計画書 追録加除整理一覧表

注
意

追録の加除整理が終わったら、必ず、内容現在と加除整理の年月日をこの表に記入してください。

台本 平成18年4月

追録号数	内容現在	加除整理	整理者印
第 1 号	年 月 日	年 月 日	
第 2 号	年 月 日	年 月 日	
第 3 号	年 月 日	年 月 日	
第 4 号	年 月 日	年 月 日	
第 5 号	年 月 日	年 月 日	
第 6 号	年 月 日	年 月 日	
第 7 号	年 月 日	年 月 日	
第 8 号	年 月 日	年 月 日	
第 9 号	年 月 日	年 月 日	
第 10 号	年 月 日	年 月 日	
第 11 号	年 月 日	年 月 日	
第 12 号	年 月 日	年 月 日	
第 13 号	年 月 日	年 月 日	
第 14 号	年 月 日	年 月 日	
第 15 号	年 月 日	年 月 日	

追録号数	内容現在	加除整理	整理者印
第 16 号	年 月 日	年 月 日	
第 17 号	年 月 日	年 月 日	
第 18 号	年 月 日	年 月 日	
第 19 号	年 月 日	年 月 日	
第 20 号	年 月 日	年 月 日	
第 21 号	年 月 日	年 月 日	
第 22 号	年 月 日	年 月 日	
第 23 号	年 月 日	年 月 日	
第 24 号	年 月 日	年 月 日	
第 25 号	年 月 日	年 月 日	
第 26 号	年 月 日	年 月 日	
第 27 号	年 月 日	年 月 日	
第 28 号	年 月 日	年 月 日	
第 29 号	年 月 日	年 月 日	
第 30 号	年 月 日	年 月 日	
第 31 号	年 月 日	年 月 日	
第 32 号	年 月 日	年 月 日	
第 33 号	年 月 日	年 月 日	

〔目次〕

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 責任	3
第4節 安全配慮	5
第5節 水防計画	5
第6節 水防訓練	6
第7節 水防査察	6
第2章 水防組織	6
第1節 市の水防組織	6
第2節 水防関係機関の連絡系統	8
第3節 市の非常配備体制	9
第4節 消防機関の非常配備体制	10
第5節 消防団の定員等	12
第3章 予報及び警報	13
第1節 気象庁が行う予報及び警報	13
第2節 洪水予報河川における洪水予報	15
第3節 県の対象となる予報及び警報	17
第4節 避難判断水位到達情報	17
第5節 水防警報	18
第6節 知事が行う水位到達情報	21
第4章 水位等の観測、通報及び公表	29
第1節 水位の観測、通報及び公表	29
第2節 雨量の観測及び通報	29
第3節 水位の通報系統図	30
第5章 気象予報等の情報収集	31
第6章 通信連絡	31
第1節 非常通話の取扱い	31
第2節 その他の通信施設の使用	31
第3節 非常時等連絡先一覧表	32
第4節 水防信号	34
第7章 重要水防箇所	34
第8章 水門等の操作	45
第1節 水門等	45

第2節	操作の連絡	45
第9章	水防倉庫及び水防資器材	48
第10章	水防活動	52
第1節	巡視及び警戒	52
第2節	水防作業	52
第3節	警戒区域の指定	53
第4節	避難のための立ち退き	53
第5節	決壊・漏水等の通報及びその後の措置	54
第11章	水防配備の解除	63
第1節	水防管理団体の非常配備の解除	63
第2節	消防団の非常配備の解除	63
第12章	協力及び応援	63
第1節	河川管理者の協力	63
第2節	水防管理団体相互の応援	63
第3節	警察官の援助要求	64
第4節	自衛隊の派遣要請	64
第5節	水防連絡会との連携	64
第6節	企業（地元建設業等）との連携	64
第7節	住民、自主防災組織等との連携	64
第13章	水防報告等	65
第1節	水防記録	65
第2節	水防報告	65
第14章	水防標識等	69
第1節	水防標識	69
第2節	身分証票	70
第15章	費用負担と公用負担	71
第1節	費用負担	71
第2節	公用負担	71
第16章	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置	73
第1節	浸水想定区域の指定状況	73
第2節	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置	79
第3節	洪水ハザードマップ	79
第4節	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置 に関する計画の作成等	79

第5節	大規模工場等における浸水の防止のための措置 に関する計画の作成等	80
第17章	水防協力団体	80
第1節	水防協力団体の指定	80
第2節	水防協力団体の業務	80
第3節	水防協力団体との連携	80
第4節	水防協力団体の申請・指定及び運用	80
第18章	水防協議会	88
	中野市水防協議会	89

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、長野県知事から指定された指定水防管理団体たる中野市が、同法第33条第1項の規定に基づき、中野市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、中野市の地域にかかる河川の洪水の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村をいう（法第2条第1項）。

2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定した市町村をいう（法第4条）。中野市がこれに該当する。

3 水防管理者

指定水防管理団体である中野市長をいう（法第2条第2項）。

4 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（岳南広域消防本部、中野・豊田消防署及び中野市消防団）をいう（法第2条第3項）。

5 消防機関の長

岳南広域消防組合消防長をいう（法第2条第4項）。

6 量水標管理者

量水標、その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第6項、法第10条第3項）。都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

7 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項、その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

8 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は

都道府県知事は、洪水予報河川について気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。

9 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 7 項、法第 16 条）。

10 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。

11 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

12 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

13 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう（水防団の出動の目安となる水位である。）。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

14 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう（市町村長の避難準備情報発表の目安となる水位である。）。

15 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう（市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。）。

水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される特別警戒水位に相当する。

16 特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位（氾濫危険水位に相当する。）。

国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

17 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

18 浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、河川整備の計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

第 3 節 責任

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 水防管理団体（中野市）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第 3 条）。具体的には、主に次の事務を行う。

- (1) 平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
- (2) 水位の通報（法第 12 条第 1 項）
- (3) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）
- (4) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 2）
- (5) 消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
- (6) 警戒区域の設定（法第 21 条）
- (7) 警察官の援助の要求（法第 22 条）
- (8) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- (9) 堤防決壊等の通報、決壊後の処置（法第 25 条、法第 26 条）
- (10) 公用負担（法第 28 条）
- (11) 避難のための立ち退きの指示（法第 29 条）
- (12) 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）

- (13) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- (14) 水防協議会の設置（法第 34 条）
- (15) 水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- (16) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (17) 水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- (18) 消防事務との調整（法第 50 条）

2 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第 3 条の 6）。具体的には主に次の事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第 4 条）
- (2) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第 7 条第 1 項及び第 6 項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- (4) 都道府県水防協議会の設置（法第 8 条第 1 項）
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第 10 条第 3 項）
- (6) 洪水予報の発表及び通知（法第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項）
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- (8) 水位情報の通知及び周知（法第 13 条）
- (9) 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 2）
- (10) 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- (11) 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）
- (12) 水防信号の指定（法第 20 条）
- (13) 避難のための立ち退きの指示（法第 29 条）
- (14) 緊急時の水防管理者又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
- (15) 水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条）
- (16) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (17) 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

3 国土交通省の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- (3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- (4) 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 2）
- (5) 水位情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- (6) 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- (7) 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- (8) 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
- (9) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）

(10) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

4 気象庁の責任

- (1) 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

5 居住者等の義務

- (1) 水防への従事（法第 24 条）
- (2) 水防通信への協力（法第 27 条）
- (3) 水防協力団体の義務
- (4) 決壊の通報（法第 25 条）
- (5) 決壊後の処置（法第 26 条）
- (6) 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- (7) 津波避難訓練への参加（法第 32 条の 3）
- (8) 業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条）

第 4 節 安全配慮

洪水時、水防従事者の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、活動員自身の安全は確保しなければならない。

活動員自身の安全確保のために配慮すべき事項は、主に次のとおりである。

- 1 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- 2 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な防災行政無線等を携行する。
- 3 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- 4 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため水防従事者を随時交代させる。
- 5 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- 6 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め水防従事者の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- 7 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

第 5 節 水防計画

1 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会

に諮るとともに、知事に届け出るものとする。

2 水防協議会の設置

市は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。水防協議会に関し必要な事項は、法第 34 条に定めるもののほか、条例で定めるものとする。

第 6 節 水防訓練

市は毎年出水期前に、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

なお、訓練要領は、おおむね次の基準により北信建設事務所長と協議の上、水防管理者が定めるものとする。

- 1 洪水等に対する堤防護岸等の保護及びその処置並びに堤防護岸等の決壊後の処置等に対する工法の知識の習得と訓練による技術の体得
- 2 洪水予報を受けてからの配備体制、水防警報が発せられた場合の出動、又は出動の準備等に対する指示命令の系統的訓練

第 7 節 水防査察

市内全域の水防箇所を国土交通省千曲川河川事務所中野出張所、北信建設事務所をはじめ関係機関と合同で毎年出水期前に河川等の巡視を行い実態を把握しておくものとする。

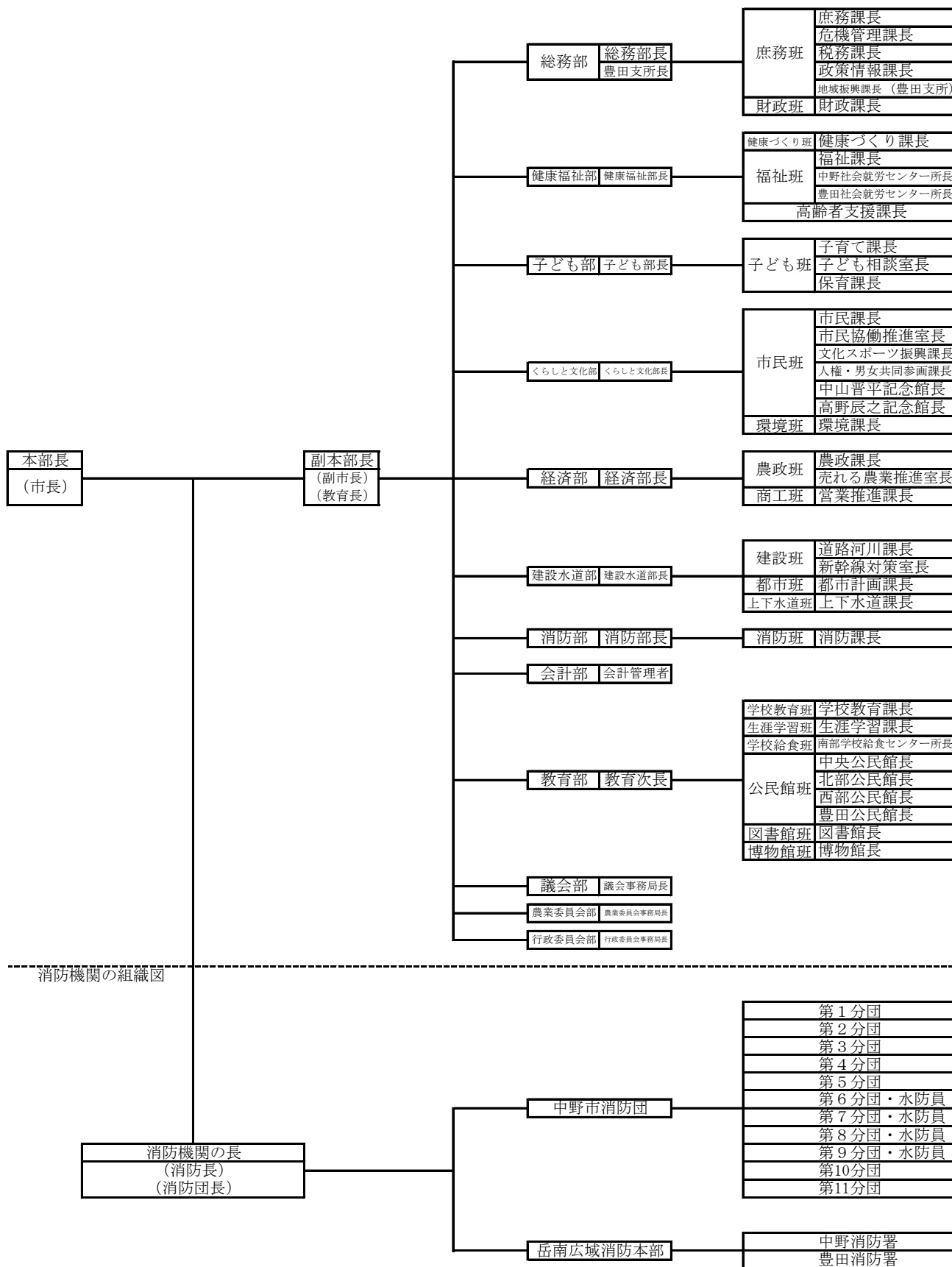
第 2 章 水防組織

第 1 節 市の水防組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水等のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、市は中野市役所内に中野市水防本部（以下「水防本部」という。）を設置し、次の組織で事務を処理する。

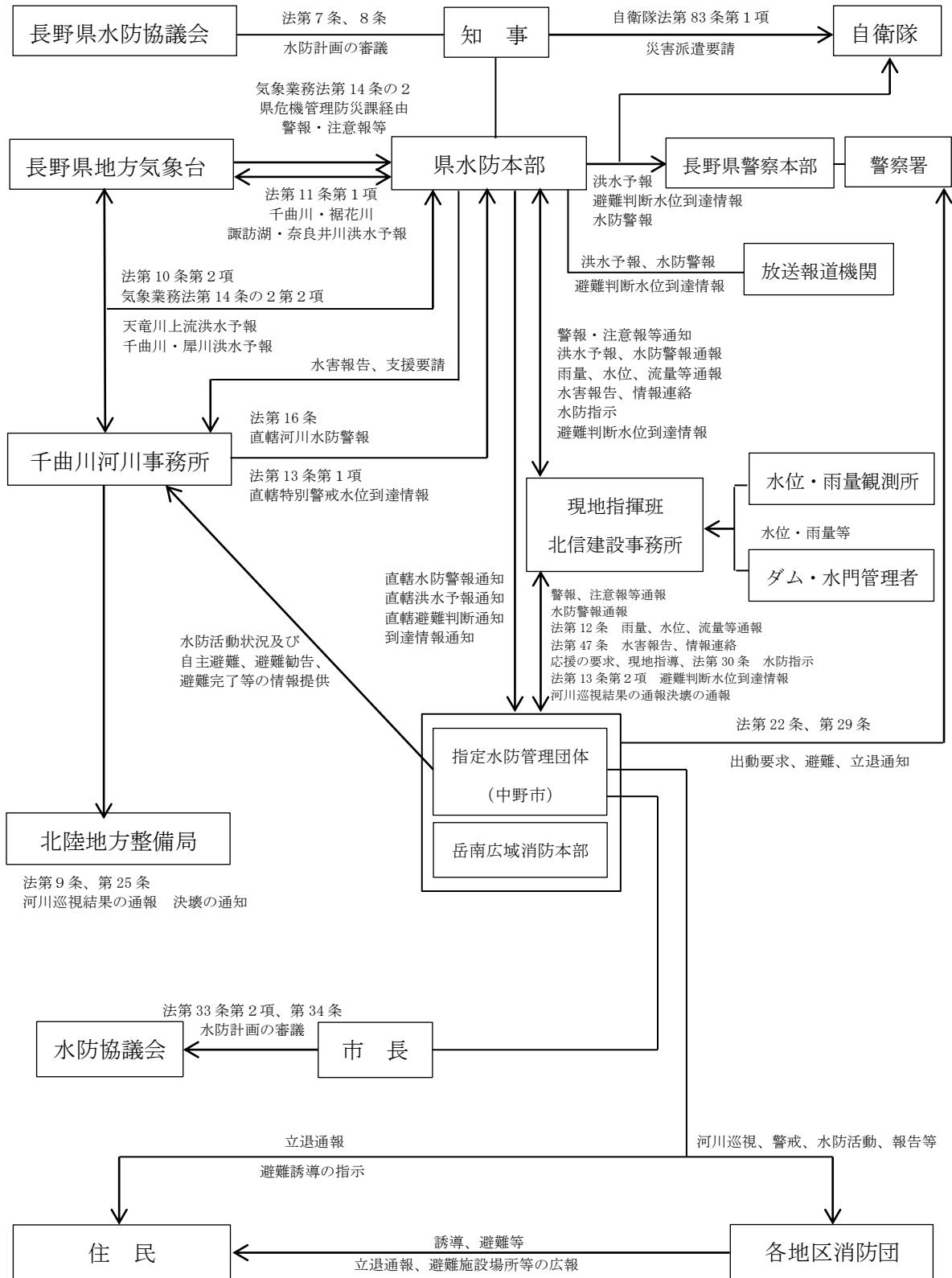
水防本部の組織図

※中野市災害対策本部の組織をもって水防本部とする。



第2節 水防関係機関の連絡系統

主な水防関係機関相互の連絡系統は、次図のとおりとする。



第3節 市の非常配備体制

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。

市の非常配備

活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準	配置人員
事前体制	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理課職員により情報収集 伝達を行う（警戒配備以降に継続するための事前対策）。 	右の基準に該当したときから、注意報が解除されたとき、又は危機管理課長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	<p>次の状況下で危機管理課長が必要と認めたとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨注意報、大雨、洪水警報が発表されたとき。 災害等が発生するおそれがあるとき。 	
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生前の体制で各部局連絡網の確認、情報収集等を行う。 災害関係部課等の部課長で情報収集活動が円滑に行いうる体制とする。 	右の基準に該当したときから、注意報が解除されたとき、又は総務部長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	上記の基準の状況下で総務部長が必要と認めたとき。	部課長
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生直前又は発生後の体制で、警戒体制を強化し、情報収集を行い応急体制の準備を整える。 事態の推移に伴い速やかに水防本部を設置し、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行いうる体制とする。 	右の基準に該当したときから、警報が解除されたとき、又は、市長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	<p>いずれかの状況下で市長が必要と認めたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水警報が発表されたとき。 災害が発生したとき。 激甚な災害が発生するおそれのあるとき。 	係長以上の職員
緊急体制	災害発生後の体制で、非常体制を強化し、広域的又は大規模災害に対処する体制とする。	右の基準に該当したときから、市長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	大規模な災害が発生した場合、市全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で市長が必要と認めたとき。	全職員

第4節 消防機関の非常配備体制

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

1 消防団の非常配備

配備区分	配備基準	配備体制
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき。	消防団の連絡員を所定の詰所に集め、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく。
準備	河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測される時。	部長以上は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる。
出動	河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき。	消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく。
解除	水防本部長により解除の指令をしたとき。	

2 岳南広域消防本部の非常配備

配備の段階	配備の時期	勤務の体制	配置人員
第1配備	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき。	情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに第2配備の招集その他の活動ができる体制。	係長以上の職員及び水防担当者
第2配備	水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき。	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動(災害の応急対策)が遅滞なく遂行できる体制。	主査以上の職員
第3配備	激甚な災害が予想されるとき又は、危険性が大で第2配備で処理できがたいと認められるとき。	完全な水防体制。	全職員

3 消防団の管轄地域等

分 団	階 級	要水防河川	管 轄 区 域
第1分団	第1分団長	夜間瀬川	
第2分団	第2分団長	篠井川	新野～間山
		真引川	間山橋上流
		更科川	月宮院入口上流
第3分団	第3分団長	篠井川	日野橋下流～新保
		真引川	三ツ和～延徳共選所付近
第4分団	第4分団長	篠井川	殿橋
		江部川	片塩～江部
		片塩川	片塩長丘第4揚水機場上流
第5分団	第5分団長	篠井川	立ヶ花水門
		千曲川	大俣揚水機場～立ヶ花橋上流
第6分団	第6分団長	千曲川	古牧橋上下流
		内川	古牧用水取水口下～市道柳沢古牧線下流
		袖川	厚貝千曲川放流付近
第7分団	第7分団長	夜間瀬川	竹原～折橋
第8分団	第8分団長	夜間瀬川	夜間瀬川下流
第9分団	第9分団長	夜間瀬川	折橋～千曲川合流
		千曲川	岩井樋門～田上揚水機場下流
第10分団	第10分団長	本沢川	上今井明神橋上流～上今井橋上流
		斑尾川	伊予岡～豊田橋上流
		千曲川	笠倉～替佐
第11分団	第11分団長	斑川	親川茂木田橋上流～永田小学校下
		斑尾川	穴田中央橋下流310m付近～豊田橋上流

第5節 消防団の定員等

消防団の出動定員及び集合場所は次表のとおりとする。

区 分	出動人員	自動車台数	詰 所
中野地区	182	2	西町・東町・松川地区 コミュニティ消防センター
日野地区	90	1	日野地区 コミュニティ消防センター
延徳地区	92	1	延徳地区 コミュニティ消防センター
平野地区	99	1	平野地区 コミュニティ消防センター
高丘地区	102	1	高丘地区 コミュニティ消防センター
長丘地区	61 (22)	1	長丘地区 コミュニティ消防センター
平岡地区	115 (40)	1	平岡地区 コミュニティ消防センター
科野地区	66 (30)	1	科野地区 コミュニティ消防センター
倭地区	80 (15)	1	倭地区 コミュニティ消防センター
豊井地区	108	2	上今井地区 コミュニティ消防センター
永田地区	78	1	永田地区 コミュニティ消防センター
合計	1073 (107)	13	

出動定員の（ ）は水防員

第3章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

1 気象庁が発表若しくは伝達する注意報及び警報

長野地方気象台は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

種 類		発 表 基 準	
	水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	
注意報	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき。
	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき。
警報	水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
		大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき。
	水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
記録的短時間大雨情報			1時間雨量が実況・解析雨量で100ミリを超えた場合。

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

2 発表基準

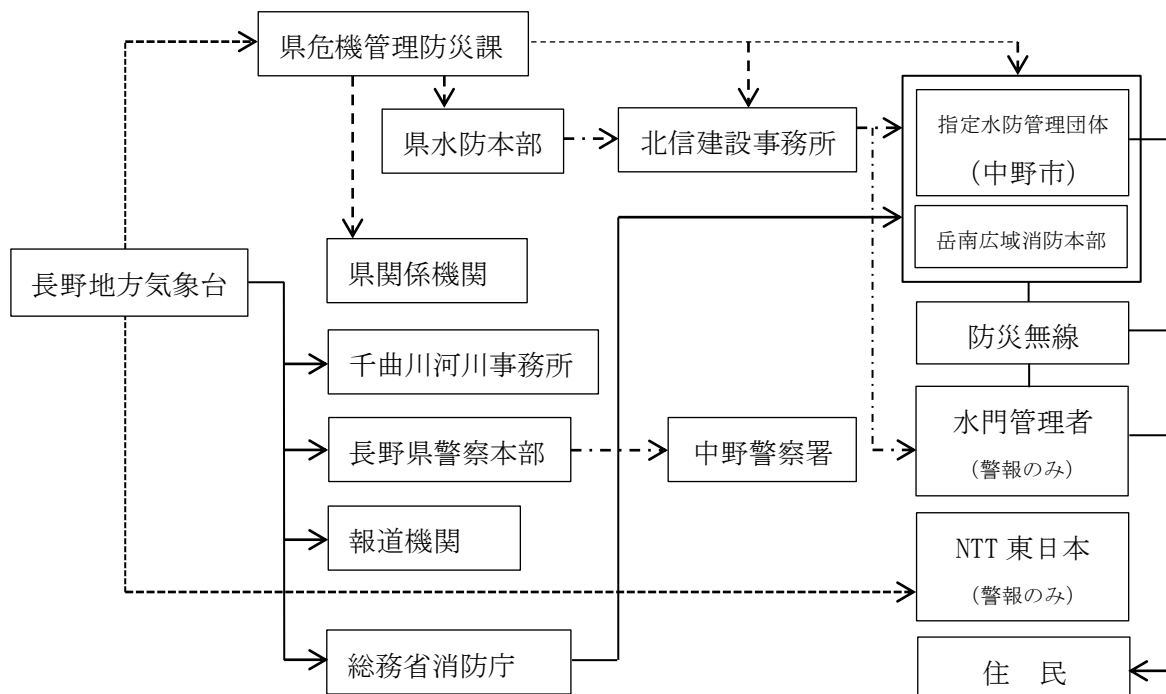
中野市	府県予報区	長野県	
	一時細分区域	北部	
	市町村等をまとめた区域	中野飯山地域	
特別警報	大雨	雨量基準	平坦地：R 3 88mm 平坦地以外：R 48 209mm
		土壌雨量指数基準	149
警報	大雨	雨量基準	平坦地：R 1 40mm 平坦地以外：R 1 45mm
		土壌雨量指数基準	83
	洪水	雨量基準	平坦地：R 1 40mm 平坦地以外：R 1 45mm
		流域雨量指数基準	夜間瀬川流域＝9 斑尾川＝9
		複合基準	－
注意報	大雨	雨量基準	平坦地：R 1 25mm 平坦地以外：R 1 30mm
		土壌雨量指数基準	74
	洪水	雨量基準	平坦地：R 1 25mm 平坦地以外：R 1 30mm
		流域雨量指数基準	夜間瀬川流域＝7 斑尾川＝5
		複合基準	－

気象庁が発表する特別警報（参考）

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

3 警報・注意報等の連絡系統

長野地方気象台から発表される警報・注意報等の連絡は、次の系統により行う。



- (注)
 -.-.-.-.- は、NTT ファクシミリ等により伝達を示す。
 -.-.-.-.- は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ———— は、長野地方気象台から、関係機関へ防災情報提供システム等による伝達を示す。
 -.-.-.-.- は、オンライン配信による伝達を示す。

第2節 洪水予報河川における洪水予報

1 種類及び発表基準

知事は国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、市長にその通知に係る事項を通知する。発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準	洪水予報の表題 (洪水危険度レベル)	発表時期
洪水 警報	溢水・氾濫等により国民 経済上重大又は相当な損 害を生じる恐れがあるとき。	氾濫発生情報 (レベル5)	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。
		氾濫危険情報 (レベル4)	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。
		氾濫警戒情報 (レベル3)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
洪水 注意報	基準地点の水位が氾濫 注意水位を超え、なお水位 上昇により災害の発生す る恐れがあるとき。	氾濫注意情報 (レベル2)	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
		(発表なし) (レベル1)	水防団待機水位に到達したとき。

2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

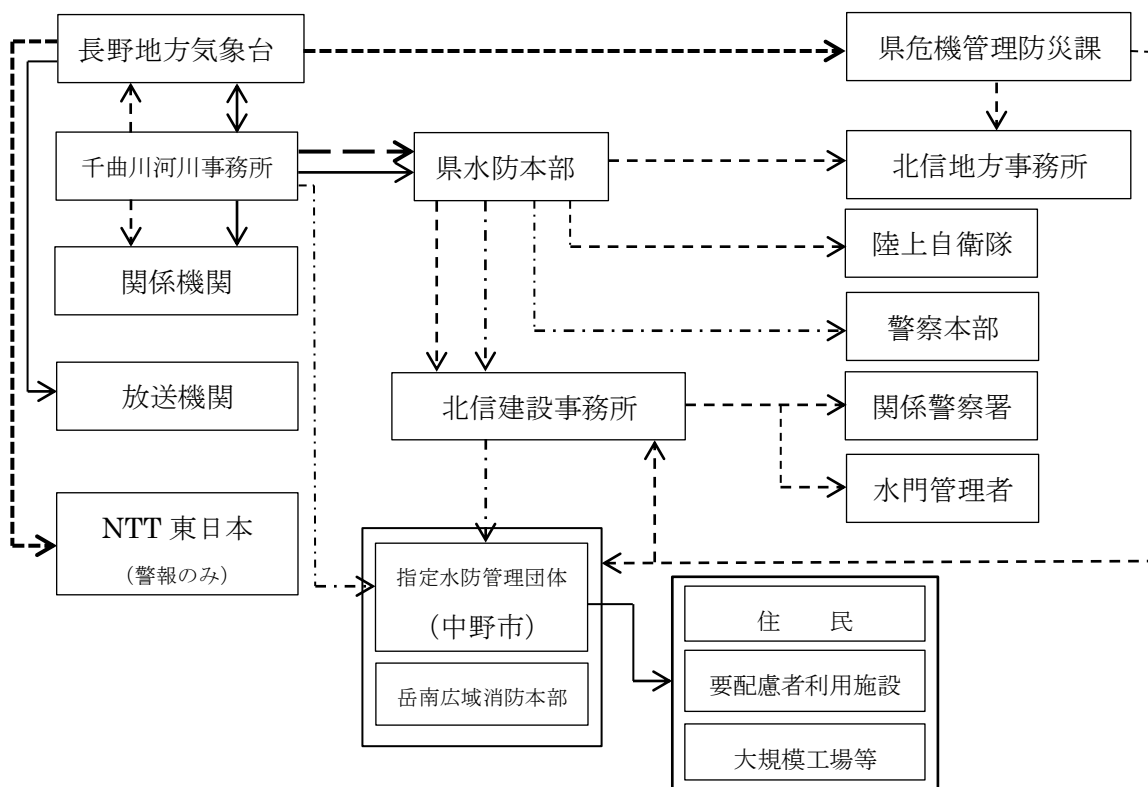
(1) 洪水予報を行う河川名、区域

河川名	区	域
犀川	左岸 長野市大字塩生字臥部 (両郡橋) 右岸 長野市篠ノ井大字小松原字高松 千曲川合流点	から まで
千曲川	左岸 上田市大字大屋字向川原 (大屋橋) 右岸 " 南遠川原 左岸 飯山市大字一山字十二平 右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見	から まで

河川名	観測所	所在地	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	計画高水位(m)
犀川	陸郷	安曇野市明科南陸郷	2.50	3.30	4.50	4.80	7.47
	小市	長野市川中島町四ツ屋地先	-0.50	0.00	1.50	1.80	5.03
千曲川	生田	上田市生田下梨平1513-2	0.80	1.90	4.50	5.00	5.75
	杭瀬下	千曲市杭瀬下牛追1857-7	0.70	1.60	4.60	5.00	5.42
	立ヶ花	中野市立ヶ花52-1	3.00	5.00	9.10	9.60	10.75

(2) 洪水予報の通知系統（千曲川・犀川）

法第10条第2項の規定による洪水予報の通知は、次の系統により行う。



- (注) -.-.-.- は、NTT ファクシミリ等により伝達を示す。
 - - - - は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ———— は、長野地方気象台から、関係機関へ防災情報提供システム等による伝達を示す。
 - - - - は、オンライン配信による伝達を示す。
 ———— は、電子メールによる伝達を示す。

(3) 洪水予報の発表形式

発表形式は、資料3-1のとおり。

第3節 県の対象となる予報及び警報

水位観測所及び区域

河川名	区	域
夜間瀬川	下高井郡山ノ内町横湯（横湯砂防堰堤） 中野市柳沢（千曲川合流）	から まで

河川名	観測所	所在地	水防団待機 水位(m)	氾濫注意 水位(m)	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位(m)	計画高水 位(m)
夜間瀬川	星川	山ノ内町 星川	0.60	1.30	1.40	1.80	2.14

第4節 避難判断水位到達情報

水防法第13条の規定に基づき、国土交通大臣又は知事はその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

種 類	発 表 基 準
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。

第5節 水防警報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、避難判断水位到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

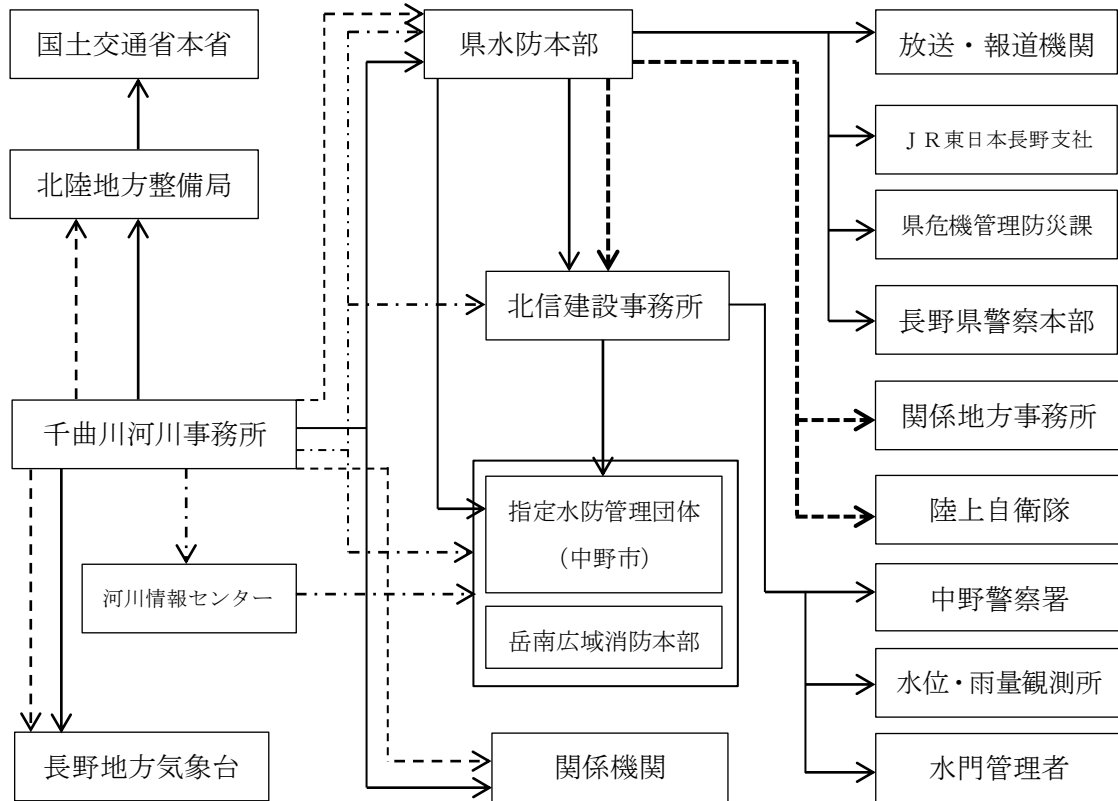
2 段階と種類

水防法第16条の規定に基づき、国土交通大臣又は知事はその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。

種 類	内 容	発 令 基 準
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

3 水防警報の伝達系統

(1) 国土交通省からの伝達系統（千曲川）



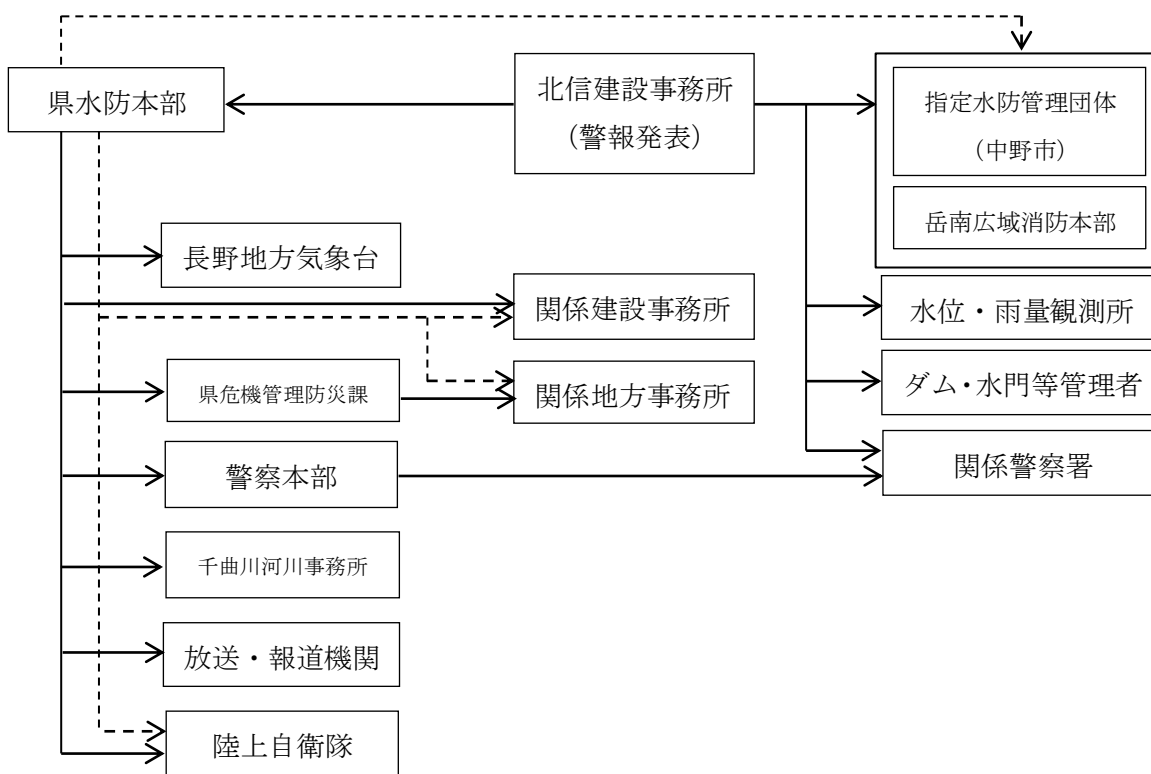
(注) ——— は、NTT ファクシミリ等による伝達を示す。

----- は、ファクシミリによる伝達を示す。

..... は、HP「川の防災情報」(統一河川情報システム)による補助的の情報提供である。

----- は、電子メールによる伝達を示す。

(2) 県からの伝達系統（夜間瀬川）



(注) ——— は、NTT ファクシミリ等による伝達を示す。

----- は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

(3) 水防警報の発表形式

発表形式は、資料 3-2 のとおり。

第6節 知事が行う水位到達情報

1 水位周知河川

法第13条第2項の規定により、知事が水位情報の通知を行う河川（水位周知河川）は、次表のとおりである。

河川名	区 域		対象水位観測所				関係水防 管理団体	水位情報 通知者
	自	至	名称	位置	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位(m)		
夜間瀬川	山ノ内町横湯 (横湯砂防堰堤)	中野市柳沢 (千曲川合流点)	星川	山ノ内 町星川	1.40	1.80	中野市 山ノ内町	北信建設 事務所長

※ 水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第37号)附則第2条の規定により、同法施行(平成17年7月1日)の際に知事が指定している水防警報河川は、知事が指定する水位周知河川とみなされる。

2 水位情報の通知と範囲

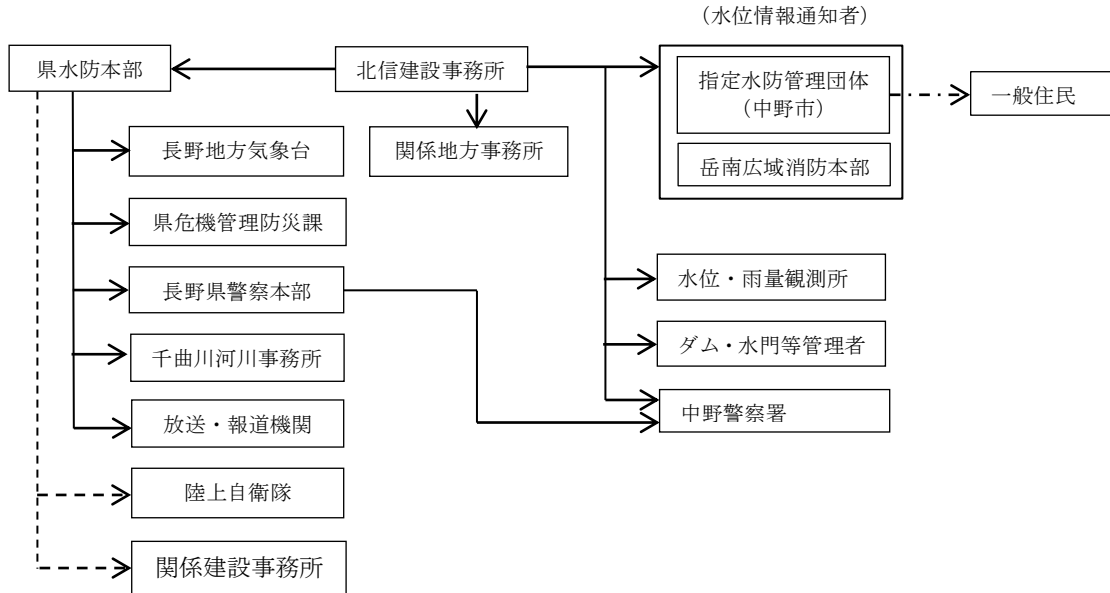
水位周知河川の対象水位観測所の水位が避難判断水位及び氾濫危険水位に達した時は、夜間瀬川を所轄する北信建設事務所から中野市、県水防本部及び管内の関係機関へ通知する。この通知を受けた場合、県水防本部は県内の関係機関へ通知する。

3 水位到達情報発表様式

資料3-3のとおり

4 水位情報の伝達系統（夜間瀬川）

法第13条第2項の規定により、知事が水防情報の通知を行う。



(注) ----- は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

—— は、NTT ファクシミリ等による伝達を示す。

- - - - - は、防災無線による伝達を示す。

資料 3 - 1

発表者
国土交通省 〇〇川河川事務所

→

	第1受報者
機関名	

→

	第2受報者
機関名	

→

	第3受報者
機関名	

〇〇川氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第 号
洪水警報（発表）
平成 年 月 日 時 分
国土交通省 〇〇川河川事務所 発表

〇〇川では、氾濫危険水位（レベル〇）に達する見込み

〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇県〇〇市〇〇）では、〇〇日〇〇時頃に氾濫危険水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意してください。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
千曲川流域	ミリ	ミリ

（水位）

〇〇川の〇〇水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位 (m) 又は 流量 (m ³ /s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇 水位 観測 所	00日00時00分の状況	m				
	00日00時00分の予測	m				
	00日00時00分の予測	m				
	00日00時00分の予測	m				
	00日00時00分の予測	m				
	00日00時00分の予測	m				
	00日00時00分の予測	m				
	00日00時00分の予測	m				
	00日00時00分の予測	m				
	00日00時00分の予測	m				
	00日00時00分の予測	m				
	00日00時00分の予測	m				
	00日00時00分の予測	m				
	00日00時00分の予測	m				

(参考資料)

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位からはん濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

観測所名	千曲川			犀川	
	立ヶ花	杭瀬下	生田	小市	陸郷
	中野市立ヶ花 52-1	千曲市杭瀬下 牛追1857-7	上田市生田下 梨平1513-2	長野市川中島 町四ツ屋地先	安曇野市明科 南陸郷
レベル4 氾濫危険水位※	9.60	5.00	5.00	1.80	4.80
レベル3 避難判断水位※	9.10	4.60	4.50	1.50	4.50
レベル2 氾濫注意水位	5.00	1.60	1.90	0.00	3.30
レベル1 水防団待機水位	3.00	0.70	0.80	-0.50	2.50
受け持ち区間	自：左岸 上田市大字大屋字向川原(大屋橋) 右岸 " 南遠川原 至：左岸 飯山市大字一山字十二平 右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林 字広見			自：左岸 長野市大字塩生字臥部 (両郡橋) 右岸 長野市篠ノ井大字小松原 字高松 至：千曲川合流点	
はん濫が発生した場合の浸水想定区域	浸水想定区域参照				

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

「雨量」「水位」等の情報は、下記からご覧いただけます。

千曲川河川事務所	篠井川情報 http://www.pref.nagano.lg.jp/index.html 千曲川情報 http://www.hrr.mlit.go.jp/chikuma/
川の防災情報	インターネット版 http://www.river.go.jp 携帯版 http://i.river.go.jp/
北陸地方整備局 防災情報カメラ映像等	http://www.hrr.mlit.go.jp/chikuma//livecamera/index.html
中野市	市町村向け「川の防災情報」 http://city.river.go.jp/title_city.html
千曲川電話応答装置	電話 026-227-7669

問い合わせ先

水位関係 長野県建設部河川課

電話 026-235-7308

気象関係 気象庁 長野地方气象台

電話 026-232-2034

水 防 警 報

種類		準備 ・ 出動 ・ 現況 ・ 解除				
発表河川				発表対象 水位観測所		観測所
発表日時		平成 年 月 日 時 分		発表者		長野県 建設事務所
設定水位		基準水位観測所		観測所		
		水防団待機水位 (通報水位/指定水位)		m		
		氾濫注意水位 (警戒水位)		m		
		避難判断水位 (特別警戒水位)		m		
区分	番号	発 表 内 容				
現況	1	ア { 観測所 } の雨量は、 ___ 日 ___ 時現在 ___ mmに達しました。 イ { 流域 }				
	2	水位は、 ___ 日 ___ 時現在 ___ m { アに達しました。 イです。				
	3	水位は、 ___ 日 ___ 月 ___ 分に { ア 水防団待機水位 } { ウに達しました。 { イ 氾濫注意水位 } { エを越えました。				
	4	水位は、 { ア引き続き } { ウ上昇しています。 { イ1時間に ___ cmぐらいの割合で } { エ下降しています。				
	5	【被害の発生状況等を記入】				
予想	6	雨は、今後まだ ___ mm程度降る恐れがあります。				
	7	水位は、今後 { ア さらに上昇する。 } と見込まれます。 { イ 下降する。 }				
消防団 への 指 示	8	水防機関は、 { ア 出動の準備を行い、水防に関する情報連絡を確保してください。 { イ 出動に、厳重に警戒してください。 { ウ 今後の出水状況に応じて、出動人員を増員してください。 { エ 厳重に警戒してください。				
	9	水防警報を解除します。				
	10	ただし、 { ア 今後も気象状況の変化に十分注意してください。 { イ 被害のあった所は応急作業を続けてください。				
伝達確認		通知先				
		通報者				
		受報者				
		通報時刻		時 分	時 分	時 分

緊急時に発表する簡略な洪水予報文

信濃川水系〇〇川氾濫警戒情報

〇〇川水系〇〇川洪水予報 第〇〇号

洪水警報（発表）

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

長野県建設部河川課 長野地方气象台 共同発表

〇〇川 避難判断水位に到達 今後氾濫危険水位に達する見込み

〇〇川の〇〇市〇〇水位観測所避難判断水位（レベル3）に達しました。今後氾濫危険水位（レベル4）に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意してください。

_____川 避難判断水位到達情報

平成_____年 _____月 _____日 _____時 _____分 発表

長野県 _____建設事務所
長野県水防本部

【主文】

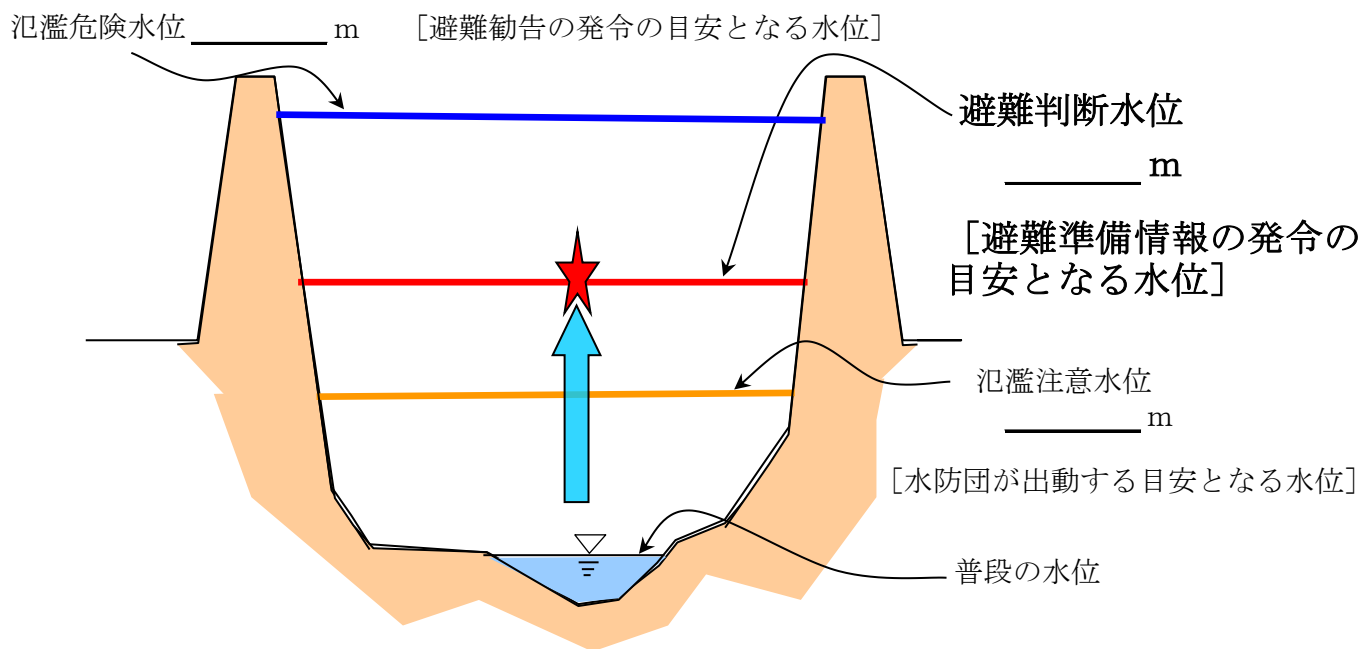
_____川は、_____日 _____時 _____分に _____市・町・村の
_____水位観測所で、**避難準備情報の発表**の目安となる
避難判断水位 _____mに達しました。

_____水位観測所では、_____時 _____分 から_____時 _____分までの
_____分間に、水位が約 _____m上昇しました。 今後も水位上昇が見込まれ、
_____市 _____から_____市 _____までの区間は、
避難の目安となる氾濫危険水位まであと _____mとなっております。

市町村長が発表する避難情報や、気象状況に十分注意をお願いします。

【参考】

_____川 _____水位観測所（ _____市・町・村 _____地先）



問い合わせ先

長野県北信建設事務所

TEL 0269-22-3111

FAX 0269-28-0770

長野県水防本部（長野県建設部河川課内）

TEL 026-235-7308

川 氾濫危険水位到達情報

平成 年 月 日 時 分 発表

長野県 建設事務所
長野県水防本部

【主文】

川は、日 時 分に 市・町・村の
水位観測所で、避難勧告の発令の目安となる

氾濫危険水位 mに達しました。

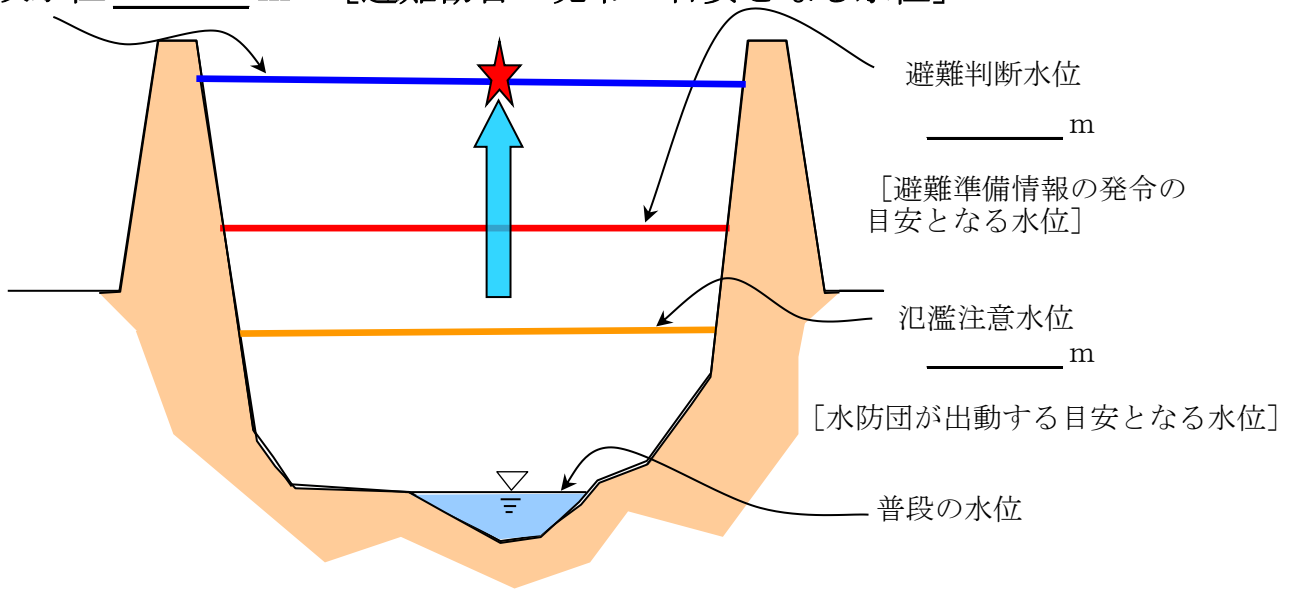
水位観測所では、時 分 から時 分までの
分間に、水位が約 m上昇しました。 今後も水位上昇が見込まれ、
市 から市 までの区間は、
河川が氾濫するおそれがあります。

市町村長が発表する避難情報や、気象状況に十分注意をお願いします。

【参考】

川 水位観測所 (市・町・村 地先)

氾濫危険水位 m [避難勧告の発令の目安となる水位]



問い合わせ先
長野県北信建設事務所 TEL 0269-22-3111
FAX 0269-28-0770
長野県水防本部 (長野県建設部河川課内) TEL 026-235-7308

第4章 水位等の観測、通報及び公表

第1節 水位の観測、通報及び公表

1 水位観測所

市内の水位観測所は2箇所あるほか、他の量水標管理者が管理する水位観測所が3箇所ある。

2 水位の通報

- (1) 水防管理者又は量水標管理者は、洪水があることを自ら知り、又は第3章第2節の洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が同章第2節2(1)、第3節に定める水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。水位通報をする関係者は第3節のとおり。
- (2) 水防本部は、水位の通報を受けたときは、氾濫水が到達するおそれのある県水防本部及び北信建設事務所に直ちに通報するものとする。

第2節 雨量の観測及び通報

1 雨量観測所

詳細は、表4-1のとおりである。

2 雨量の通報

北信建設事務所長は、管内観測所からの雨量の情報を直ちに県水防本部に通報するものとする。長野県水防情報システムにより水防本部に観測データが送信されている観測所については、通報を省略することができる。ただし、システムに障害が発生した場合は、通報するものとする。

3 通報系統

第3節 水位の通報系統図に従って通報し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合は、あらゆる手段を尽して迅速確実に通報する。

第3節 水位の通報系統図

水防管理者又は量水標管理者による水位の通報は、以下に示す基本系統に従って行うものとする。

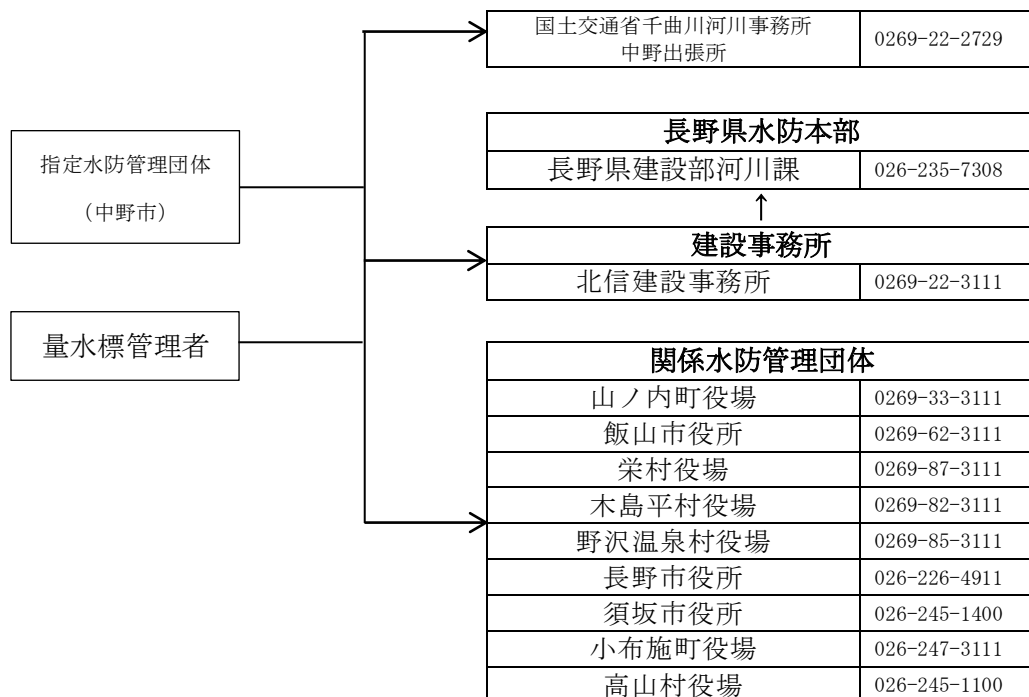


表4-1 雨量観測所

	所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
雨量観測所	国交省	志賀高原	信濃川	夜間瀬川	山ノ内大字平穏 7148-31	自記テレメーター
	県	北信建設事務所 中野事務所		千曲川	中野市中央一丁目 4-19	テレメーター
		熊の湯		角間川	山ノ内大字平穏 7148	テレメーター
		前坂		裏笹川	山ノ内大字夜間瀬	テレメーター
		豊津		千曲川	中野市大字豊津 2687-2	自記テレメーター
		中野市気象観測所		千曲川	中野市三好町一丁目 4-27	テレメーター
	町	山ノ内消防署		夜間瀬川	山ノ内町平穏 4106-11	自記

第5章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

1 気象情報

気象庁 <http://www.jma.go.jp/>

2 雨量・河川水位

(国土交通省)

川の防災情報 <http://www.river.go.jp/> 携帯版 <http://i.river.go.jp/>

(長野県)

長野県防災情報システム <http://kasenbousai.pref.nagano.lg.jp/>

(中野市)

市町村向け「川の防災情報」 http://city.river.go.jp/title_city.html

3 土砂災害情報

土砂災害警戒判定メッシュ情報 <http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>

第6章 通信連絡

第1節 非常通話の取扱い

異常事態により即時通話ができないときでも非常の場合には公衆電話施設を「非常通話」として優先的に使用することができる。非常通話は洪水が発生し、又は発生するおそれがある旨の通報及び警報若しくは、予防のため緊急を要する事項を内容とする通話である。水防機関相互間において使用するものに限られている。

非常通話の申込みは、やむを得ない理由がある場合を除き、NTTへ登録した番号の加入電話により申し込むものとする。この場合、必ず「非常」の旨及びその必要な理由を申し出るものとする。

第2節 その他の通信施設の使用

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、市長、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために法第27条第2項の規定により、一般加入電話を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

第3節 非常時等連絡先一覧表

(衛)衛星電話回線

(一般)一般電話回線

機 関 名	所 在 地	電話番号	備 考
国土交通省北陸地方整備局	新潟県新潟市中央区美咲町 1-1-1	(一般)025-280-8880	
国土交通省千曲川河川事務所	長野市鶴賀字峰村 74	(一般)026-227-7611	
〃 防災情報課		(一般)026-227-7875	
〃 管理課		(一般)026-227-9261	
国土交通省千曲川河川事務所 中野出張所	中野市大字西条字吉原 562	(一般)0269-22-2729	FAX 0269-26-0722
長野地方気象台	長野市箱清水一丁目 8-18	(衛)020-81	FAX020-231-8850
〃 防災担当窓口		(一般)026-232-3773	
長野県庁	長野市大字南長野字幅 692-2	(一般)026-232-0111	
〃 危機管理部		(衛)020-231-5200	bousai@pref.nagano.lg.jp
〃 消防課		(衛)020-231-5201	shobo@pref.nagano.lg.jp 防災 FAX020-231-8739
〃 危機管理防災課		(衛)020-231-5211	防災 FAX020-231-829241
長野県水防本部 建設部河川課 管理調整係		(衛)020-231-3396 (一般)026-235-7308	kasen@pref.nagano.lg.jp
〃 安全防災係		(衛)020-231-3401	
計画調査係		(一般)026-235-7310	
治水第一・二係		(一般)026-235-7309	
災害係		(一般)026-235-7311	saigai@pref.nagano.lg.jp
危機管理防災課・危機管理係		(一般)026-235-7184	bousai@pref.nagano.lg.jp FAX 026-233-4332
危機管理防災課・防災係		(一般)026-235-7184	〃
消防課・総務係		(一般)026-235-7407	shobo@pref.nagano.lg.jp FAX 026-233-4332
長野県警察本部 (長野県庁内)		(一般)026-233-0110	警備第二課 夜間・土・日祝 (総合当直)
長野県消防防災航空センター		(衛)020-544-79	防災 FAX020-544-76
県警交通管制センター	長野市三輪 1-6-15	(一般)026-244-0110	長野中央警察署内
陸上自衛隊 松本駐屯地	松本市高宮西 1-1	(一般)0263-26-2766	
日本赤十字社 長野県支部	長野市南県町 1074	(一般)026-226-2073	
北信建設事務所	中野市大字壁田 955	(衛)020-81 (一般)0269-22-3111	hokuken-seibi@pref.nagano.lg.jp
計画調査係		(一般)0269-23-0793	

中野事務所	中野市中央一丁目 4-19	(衛)020-244-320	防災 FAX020-244-8745
中野市役所 総務部	中野市三好町 1-3-19	(衛)026-651-79	
〃 危機管理課		(衛)026-651-8-285	
〃 道路河川課		(衛)026-651-8-654	
〃 豊田支所 総務係	中野市大字豊津 2508	(衛)020-653-8-116	防災 FAX020-653-76
〃 地域振興課		(衛)020-653-8-8201	
岳南広域消防本部 指令室	中野市大字江部 1324-2	(衛)020-654-79	FAX 0269-22-5991
〃 中野消防署		(衛)020-654-8-321	
須坂市役所 総務課		(衛)020-641-79	防災 FAX020-641-76
飯山市役所	飯山市大字飯山1110-1	(衛)020-661-79	防災 FAX020-661-76
〃 危機管理防災課		(衛)020-661-8-371	
〃 道路河川課		(衛)020-661-8-271	
長野市消防局	長野市大字鶴賀1730 - 2	(衛)020-201-1100	FAX020-201-6132
〃 通信指令課		(衛)020-201-1130	
〃 総務課		(衛)020-201-1110	
須坂市消防本部	須坂市大字小山1306番地	(衛)020-644-8-101	FAX020-644-79
岳北消防本部	飯山市大字木島上新田 357-6	(衛)020-503-8-26	FAX020-503-76
長野都市ガス	長野市大字鶴賀1017	(衛)020-245-8772	
長野県赤十字血液センター	長野市稲里町田牧1288-1	(衛)020-231-8775	
中野市役所	中野市三好町 1-3-19	(一般)0269-22-2111	FAX 0269-26-0349 夜間・土・日祝 0269-22-2118
中野市役所 豊田支所	中野市大字豊津 2508	(一般)0269-38-3111	
山ノ内町役場	山ノ内町大字平穏 3352-1	(一般)0269-33-3111	
長野県建設業協会中高支部	中野市大字西条957-1	(一般)0269-22-3076	
中野消防署	中野市大字江部 1324-2	(一般)0269-23-0119	FAX 0269-22-5991
消防部消防課		(一般)0269-22-3386	
山ノ内消防署	山ノ内町大字平穏 4106-11	(一般)0269-33-3119	
豊田消防署	中野市大字豊津 2483-1	(一般)0269-38-2355	
中野警察署	中野市中央 3-5-7	(一般)0269-26-0110	
北信総合病院	中野市西 1-5-63	(一般)0269-22-2151	
中部電力(株) 飯山営業所	飯山市大字静間353-5	(一般)0120-984-514	

第4節 水防信号

水防に用いる信号は次表のとおりとする。

種 類	説 明	警 鐘 信 号	サイレン
第1信号	警戒水位に達したことを知らせるもの。	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○ — 休止 ○ — 休止 ○ —
第2信号	水防員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。	○ — ○ — ○ ○ — ○ — ○ ○ — ○ — ○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○ — 休止 ○ — 休止 ○ —
第3信号	水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。	○ — ○ — ○ — ○ ○ — ○ — ○ — ○ ○ — ○ — ○ — ○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○ — 休止 ○ — 休止 ○ —
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○ — 休止 ○ —

- 備考
- 1 信号は、適宜の時間継続すること。
 - 2 必要がある場合は、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第7章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

中野市における重要水防箇所の設定基準は、表7-1のとおりであり、市内の設定箇所及び氾濫した場合に氾濫水が市内に到達する設定箇所は、表7-2のとおりである。

表 7 - 1 重要水防箇所評定基準 (国土交通省管理)

種 別	種 別		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部のある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋りょう、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋りょうその他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)以下となる箇所。	橋りょうその他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締め切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

表 7-2 重要水防箇所

図面番号	河川名	河川 管理者名	河川の種別	左右岸の別	警戒の度合	延長 (m)	箇所数	場所 (目標)	予想される 水位 (m)	区分と予想 される危険	水防工法
1	千曲川	国	一級	右	B	2,964	1	岩井 (岩井樋門～田 上揚水機場)	5	堤防断面不足	積土のう
2	千曲川	国	一級	右	B	151	1	岩井 (岩井樋門上流)	5	堤防高不足	積土のう
3	千曲川	国	一級	右	B	1,582	1	岩井 (岩井樋門上流)	5	漏水	月の輪
4	千曲川	国	一級	右	B	1,337	1	岩井 (岩井樋門上流)	5	法崩れ・サベリ	崩壊対策
5	千曲川	国	一級	右	A	2,145	1	田上	5	堤防高不足	積土のう
6	千曲川	国	一級	右	B	1,217	1	田上	5	漏水	月の輪
7	千曲川	国	一級	右	B	819	1	田上 (田上揚水機場下流)	5	堤防高不足	積土のう
8	千曲川	国	一級	右	B	640	1	柳沢 (夜間瀬川下流)	5	水衝・洗掘	木流し 蛇籠
9	千曲川	国	一級	右	B	371	1	柳沢 (夜間瀬川下流)	5	堤防高不足	積土のう
10	千曲川	国	一級	右	B	40	1	柳沢 (夜間瀬川下流)	5	水衝・洗掘	木流し 蛇籠
11	千曲川	国	一級	右	A	397	1	壁田 (古牧橋上下流)	5	堤防高不足	積土のう
12	千曲川	国	一級	右	A	397	1	壁田 (古牧橋下流)	5	堤防断面不足	積土のう
13	千曲川	国	一級	右	B	317	1	壁田 (古牧橋下流)	5	水衝・洗掘	木流し 蛇籠
14	千曲川	国	一級	右	A	190	1	壁田古牧 (古牧橋上流)	5	堤防断面不足	積土のう
15	千曲川	国	一級	右	A	190	1	壁田古牧 (古牧橋上流)	5	堤防高不足	積土のう

16	千曲川	国	一級	左	A	1,156	1	豊津笠倉	5	堤防高不足	積土のう
17	千曲川	国	一級	左	A	1,156	1	豊津笠倉	5	堤防断面不足	積土のう
18	千曲川	国	一級	左	B	515	1	豊津笠倉	5	水衝・洗掘	木流し 蛇籠
19	千曲川	国	一級	左	B	391	1	豊津笠倉	5	堤防高不足	積土のう
20	千曲川	国	一級	左	B	391	1	豊津笠倉	5	堤防断面不足	積土のう
21	千曲川	国	一級	左	B	550	1	豊津替佐 (替佐駅)	5	堤防高不足	積土のう
22	千曲川	国	一級	左	B	550	1	豊津替佐 (替佐駅)	5	堤防断面不足	積土のう
23	千曲川	国	一級	右	B	1,212	1	大俣 (大俣揚水機場)	5	堤防高不足	積土のう
24	千曲川	国	一級	右	B	672	1	大俣 (大俣排水機場)	5	漏水	月の輪
25	千曲川	国	一級	右	B	433	1	大俣 (大俣揚水機場)	5	堤防断面不足	積土のう
26	千曲川	国	一級	右	B	340	1	大俣 (大俣排水機場)	5	漏水	月の輪
27	千曲川	国	一級	左	A	1,170	1	上今井 (上今井橋下流)	5	堤防高不足	積土のう
28	千曲川	国	一級	左	A	1,170	1	上今井 (上今井橋下流)	5	堤防断面不足	積土のう
29	千曲川	国	一級	左	B	380	1	上今井鬼坂 (上今井橋上下流)	5	水衝・洗掘	木流し 蛇籠
30	千曲川	国	一級	左	A	1,049	1	上今井鬼坂 (上今井橋上流～本沢川 樋門上流)	5	堤防高不足	積土のう
31	千曲川	国	一級	左	B	100	1	上今井鬼坂 (上今井橋上流)	5	堤防断面不足	積土のう
32	千曲川	国	一級	左	B	434	1	上今井鬼坂 (上今井橋上流)	5	堤防断面不足	積土のう

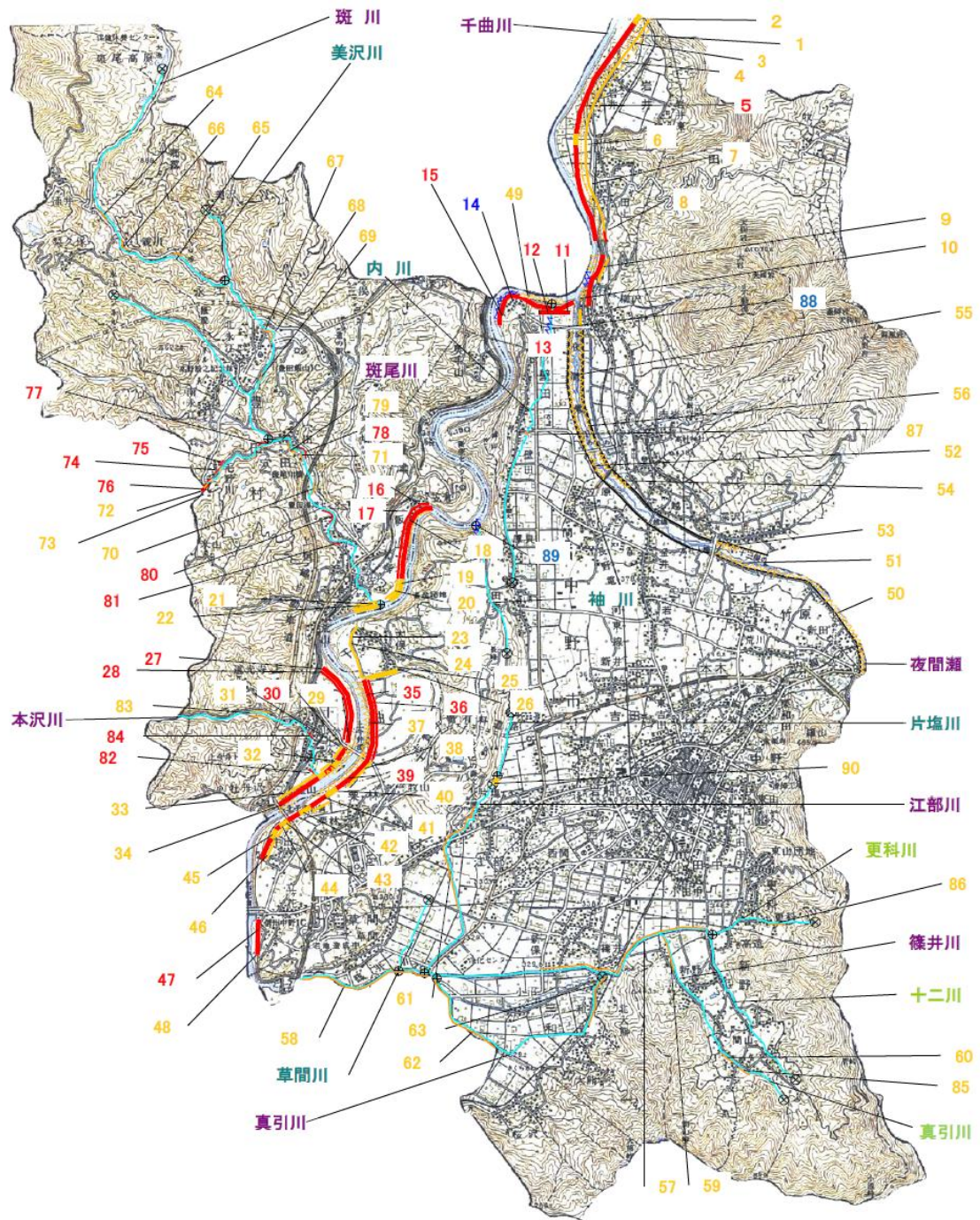
33	千曲川	国	一級	左	B	455	1	上今井鬼坂 (本沢川樋門)	5	堤防断面不足	積土のう
34	千曲川	国	一級	左	B	81	1	上今井鬼坂 (上今井橋上流)	5	水衝・洗掘	木流し 蛇籠
35	千曲川	国	一級	右	A	2,415	1	大俣～牛出 (上今井橋上下流～北千曲川橋)	5	堤防高不足	積土のう
36	千曲川	国	一級	右	A	1,121	1	大俣 (上今井橋下流)	5	堤防断面不足	積土のう
37	千曲川	国	一級	右	B	903	1	大俣 (上今井橋上下流)	5	水衝・洗掘	木流し 蛇籠
38	千曲川	国	一級	右	B	513	1	栗林 (上今井橋上流)	5	堤防断面不足	積土のう
39	千曲川	国	一級	右	A	643	1	栗林 (清水川樋門下流)	5	漏水	月の輪
40	千曲川	国	一級	右	B	1,075	1	栗林～牛出 (北千曲川橋上下流)	5	漏水	月の輪
41	千曲川	国	一級	右	B	275	1	栗林 (清水川樋門上流)	5	堤防断面不足	積土のう
42	千曲川	国	一級	右	B	135	1	牛出 (北千曲川橋梁)	5	堤防断面不足	積土のう
43	千曲川	国	一級	右	B	669	1	牛出 (北千曲川橋梁上流)	5	堤防高不足	積土のう
44	千曲川	国	一級	右	B	220	1	牛出 (北千曲川橋梁上流)	5	堤防断面不足	積土のう
45	千曲川	国	一級	右	B	290	1	中野市牛出 (北千曲川橋梁上流)	5	堤防断面不足	積土のう
46	千曲川	国	一級	右	B	185	1	牛出 (北千曲川橋梁上流)	5	漏水	月の輪
47	千曲川	国	一級	右	A	525	1	立ヶ花 (立ヶ花橋下流)	5	堤防高不足	積土のう
48	千曲川	国	一級	右	B	340	1	立ヶ花 (立ヶ花橋上流)	5	堤防高不足	積土のう
49	千曲川	国	一級		B		1	古牧橋	5	桁下余裕高不足	

	国計					34,271	49				
50	夜間瀬川	県	一級	左	B	1,500	2	竹原(夜間瀬川～ 笹川合流点)	2	護岸等の決壊	木流し 蛇籠布せ
51	夜間瀬川	県	一級	左	B	1,150	1	竹原～金井 (笹川合流点 ～高社大橋)	2	護岸等の決壊	木流し 蛇籠布せ
52	夜間瀬川	県	一級	左	B	450	1	笠原 (旧長電木島線 下～カスミ堤)	2	護岸等の決壊	木流し 蛇籠布せ
53	夜間瀬川	県	一級	右	B	670	2	深沢せぎ上流 (高社大橋上 流～深沢せぎ)	2	護岸等の決壊	木流し 蛇籠布せ
54	夜間瀬川	県	一級	右	B	350	1	赤岩 (旧長電木島線下)	2	護岸等の決壊	木流し 蛇籠布せ
55	夜間瀬川	県	一級	左	B	2,000	1	笠原～柳沢 (カスミ堤～ 千曲川合流)	2	護岸等の決壊	木流し 蛇籠布せ
56	夜間瀬川	県	一級	右	B	1,600	1	赤岩～柳沢 (旧長電木島 線下～折橋)	2	護岸等の決壊	木流し 蛇籠布せ
57	篠井川	県	一級	左	B	2,500	1	新野～江部 (日野橋下流 ～新保)	2	護岸等の決壊	積土のう
				右	B	2,500	1				
58	篠井川	県	一級	左	B	1,900	1	江部～草間 (殿橋～立ヶ 花水門)	2.5	ポンプ能力不足 越水	積土のう
				右	B	1,900	1				
59	篠井川	県	一級	左	B	450	1	新野	1.5	護岸等の決壊	木流し 積土のう
				右	B	450	1				
60	篠井川	県	一級	左	B	350	1	間山 (間山橋下流80m)	1.5	護岸等の決壊	木流し 積土のう
				右	B	350	1				
61	江部川	県	一級	左	B	1,640	1	片塩～江部 (片塩北～江部 高圧線付近)	1.5	堤防高不足 越水	積土のう
				右	B	1,640	1				
62	真引川	県	一級	左	B	1,200	1	三ッ和～江部	1.5	堤防高不足 越水	積土のう
				右	B	1,200	1				
63	真引川	県	一級	左	B	860	1	三ッ和上 (延徳共選所付近)	1.5	越水	木流し 積土のう
				右	B	880	1				
64	斑川	県	一級	右	B	210	1	親川茂木田橋 上流	2.5	天然河岸	木流し 蛇籠布せ
65	斑川	県	一級	左	B	200	1	親川下	2.5	天然河岸の決壊	木流し 積土のう

66	斑川	県	一級	左	B	100	1	親川柏ノ木橋 上下流	2.5	天然河岸の決壊	木流し 積土のう
67	斑川	県	一級	左	B	100	1	北永江三国橋 上下	2.5	天然河岸の決壊	木流し 積土のう
				右	B	100	1				
68	斑川	県	一級	右	B	100	1	北永江三国 橋下100m	2.5	天然河岸の決壊	木流し
69	斑川	県	一級	右	B	50	1	永田小学校下	2.5	天然河岸の決壊	木流し 蛇かご
70	斑尾川	県	一級	左	B	50	1	穴田中央橋 下流310m付近	2.5	天然河岸 越水	積土のう
71	斑尾川	県	一級	右	B	30	1	穴田大橋 下流40m付近	2.5	護岸等の決壊	木流し
72	斑尾川	県	一級	左	B	70	1	毛野川お宮下	2.5	天然河岸	木流し 蛇籠布せ
73	斑尾川	県	一級	全体	B	300	1	毛野川運動広場	2.5	護岸等の決壊	蛇籠布せ
74	斑尾川	県	一級	左	A	10	1	毛野川橋 下流60m付近	2.5	河岸洗掘	蛇籠布せ
75	斑尾川	県	一級	左	A	30	1	毛野川向山橋 下流50m付近	2.5	越水	木流し 積土のう
76	斑尾川	県	一級	全体	A	60	1	毛野川橋付近	2.5	可床上昇 越水	積土のう
77	斑尾川	県	一級	左	A	80	1	毛野川入口	2.5	河岸洗掘	蛇籠布せ
78	斑尾川	県	一級	左	A	150	1	穴田地区 集会所北側	2.5	越水	蛇籠布せ 積土のう
79	斑尾川	県	一級	右	B	40	1	穴田大橋上流	2.5	河岸洗掘	木流し
80	斑尾川	県	一級	右	A	150	1	伊予岡	2.5	天然河岸 河岸洗掘	木流し 積土のう
81	斑尾川	県	一級	右	A	30	1	豊田橋上流	2.5	天然河岸	木流し
82	本沢川	県	一級	右	A	10	1	上今井 明神橋上流	2.5	天然河岸	積土のう

83	本沢川	県	一級	全体	B	100	1	道光寺堰	1.5	天然河岸 越水	積土のう
84	本沢川	県	一級	左	A	15	1	今井橋上流 60m付近	1	河床上昇 越水	積土のう
	県 計					27,525	45				
85	真引川	市	普通	左	B	15	1	間山 (間山橋上流180m)	1.2	堤防高不足 越水	木流し 積土のう
				右	B	15	1				
86	更科川	市	普通	左	B	200	1	更科 (月宮院入口上流50m)	1.2	堤防高不足 越水	木流し 積土のう
				右	B	200	1				
87	内川	市	準用	左右	B	50	1	古牧用水取水口下 長丘第1 用水機場上		護岸根固先掘	積土のう
				右	B	50	1				
88	内川	市	準用	左右	要注意	250	1	壁田一本木付近 市道柳沢古牧 下下流		護岸根固先掘 法崩れ等の不安	積土のう
				左右	要注意	500	1				
89	袖川	市	準用	右	要注意	200	1	厚貝千曲川 放流付近		法崩れ等の不安	積土のう
90	片塩川	市	準用	右	B	200	1	片塩長丘 第4用水機場上流		堤防高不足 越水	積土のう
	市 計					1,680	10				
	計					63,476	104				

重要水防区域と主要河川概要図



赤	危険度A
黄	危険度B
青	要注意
紫	一級河川
緑	普通河川
深緑	その他河川
⊗ ⊕	起点・終点

市内主要河川の概要

水系名	河川名	区分	起	点	管理者及び 指定月日等	延長 (市内分)
			終	点		
信濃川	千曲川	一級	上田市大字大家字向川原431の4番地先		国土交通省 昭40.4.1 第901号	17,600m
			飯山市大字一山字十二平1934番地先			
"	夜間瀬川	"	山ノ内町大字平穩字志賀7148番8の2先		長野県 昭40.4.1 第43号	6,900m
			千曲川への合流点			
"	篠井川	"	大字間山字吉野1050の県道橋下流端		"	7,255m
			千曲川への合流点			
"	真引川	"	篠井川からの分派点		"	3,500m
			篠井川への合流点			
"	江部川	"	大字片塩字蛇塚240番地先市道下流端		"	3,000m
			篠井川への合流点			
"	斑尾川	"	飯綱町字芋井字内山8316番地先		"	13,298m
			千曲川への合流点			
"	斑川	"	大字永江字月夜岳6365番地先		"	6,216m
			斑尾川への合流点			
"	本沢川	"	大字上今井字西横沢4142番地先		"	2,800m
			千曲川への合流点			
"	美沢川	"	大字永江字日向4799番の口地先の農道橋		国土交通省 昭48.4.12 第870号	1,630m
			斑川への合流点			
"	草間川	"	大字草間字土浮358番の口地先他		"	1,096m
			篠井川への合流点			
"	内川	準用	大字田表字どぶ51番先		中野市 昭48.3.22 市告示第5号 昭61.5.26 市告示第37号	3,840m
			千曲川への合流点			
"	権現ノ木川	"	大字江部字横マクリ1102番2先		中野市 昭51.1.10 市告示第5号 昭51.1.10 市告示第5号	1,350m
			一級河川江部川との合流点			
"	滝ノ沢川	"	大字柳沢字滝ノ沢1726番63先		中野市 昭61.5.26 市告示第29号	1,300m
			大字柳沢字屋敷添439番10先			

信濃川	向七川	準用	大字越字川原1650番先	中野市 昭61.5.26 市告示第29号	150m
			大字笠原字向七原55番4先		
"	廓清水川	"	大字厚貝坂口366番1先	中野市 昭61.5.26 市告示第29号 平10.4.14 市告示第37号	710m
			大字壁田字廓清水1654番2先		
"	袖川	"	大字田麦字赤山1467番1先	"	1,696m
			大字厚貝字大久保781番10先		
"	姥川	"	大字七瀬字中原1434番3先	中野市 昭61.5.26 市告示第29号	600m
			大字七瀬字中原1434番5先		
"	片塩川	"	大字七瀬字屋敷添39番地1先	"	1,020m
			大字片塩字蛇塚236番地1先		
"	清水川	"	大字栗林字清水尻387番先	中野市 昭61.5.26 市告示第29号 平13.12.25市告示第49号	540m
			大字栗林字北原429番1先		
"	西川	"	大字立カ花字西原70番1先	中野市 昭61.5.26 市告示第29号	275m
			大字立カ花字西原129番イ先		
"	本沢川	"	大字上今井字本沢4178番地先 " 字本沢4179番地先	中野市 昭48.2.19 村告示第7号	460m
			一級河川本沢川の上流端		
"	長沢川	"	大字永江字前田7411番の2地先 " 7437番地先	"	2,760m
			斑川への合流点		
"	斑川	"	大字永江字鳥屋峰5124番の61地先 " 8156番の42地先	"	850m
			一級河川斑川の上流端		
"	谷沢	"	大字永江字中尾1171番のイ地先 " 1172番のロ地先	"	3,730m
			斑川への合流点		
"	小江戸沢	"	大字永江字樽5056番のロ地先 " 字日向4968番地先	"	1,100m
			美沢川への合流点		
"	樽沢	"	大字永江字樽5021番地先 " 5046番地の1地先	"	260m
			小江戸沢の合流点		

第8章 水門等の操作

第1節 水門等

水防上重要な水門等は、表8-1のとおりである。

水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に水防活動時においては適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

水門等の操作基準は、表8-2のとおりである。

第2節 操作の連絡

水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、北信建設事務所、下流地域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡するものとする。

表 8 - 1 水防上重要な水門等

河川名	河川種別	名称	位置	管理者	操作担当者	操作の基準	管理者操作 担当者の連絡
千曲川	一級	篠井川排水機場・樋門	草間	国土交通省	中野市道路河川課	委託契約 操作要領による	0269-22-2111 (水門)22-6446
千曲川	一級	川久保樋管	立ヶ花字川久保	国土交通省	千曲川河川事務所 中野出張所	委託契約 操作要領による	0269-22-2729
千曲川	一級	牛出排水樋管	牛出	中野市長	牛出区長	操作要領による	
千曲川	一級	栗林排水樋管	栗林	中野市長	栗林区長	操作要領による	
千曲川	一級	清水川樋門	栗林	国土交通省	中野市 道路河川課	操作要領による	0269-22-2111
千曲川	一級	大俣第一排水樋管	大俣	中野市長	大俣区長	操作要領による	
千曲川	一級	大俣第二排水樋管	大俣	中野市長	大俣区長	操作要領による	
本沢川	一級	本沢川樋門	上今井	国土交通省	千曲川河川事務所 中野出張所	操作要領による	0269-22-2729
本沢川	一級	上今井第二樋管	上今井	中野市長	上今井区長	操作要領による	
千曲川	一級	替佐第一樋門	豊津	中野市長	替佐区長	操作要領による	
千曲川	一級	替佐第二樋門	豊津	中野市長	替佐区長	操作要領による	
千曲川	一級	笠倉上流樋門	豊津	中野市長	笠倉区長	操作要領による	
千曲川	一級	笠倉下流樋門	豊津	中野市長	笠倉区長	操作要領による	
千曲川	一級	古牧排水樋門	壁田	中野市長	古牧区長	操作要領による	
千曲川	一級	柳沢樋門	柳沢	中野市長	柳沢区長	操作要領による	
千曲川	一級	田上排水樋管	田上	中野市長	田上区長	操作要領による	
千曲川	一級	岩井樋門	岩井	国土交通省	中野市道路河川課	操作要領による	0269-22-2111
千曲川	一級	岩井排水設備	岩井	中野市	岩井区長	操作要領による	

表 8 - 2 水門等の操作基準

水門の操作基準

名 称	ゲ ー ト 全 開 閉 基 準	
篠井川排水樋門	全 閉	千曲川の水位が3.5mを超え、篠井川への逆流が始まったとき。
	全 開	千曲川の水位が3.5m以下となり、篠井川の流水を自然排水可能なとき。
篠井川排水機場	運転基準	<ul style="list-style-type: none"> 千曲川の水位が3.5mを超え、篠井川への逆流が始まったとき。 千曲川の水位が9.01mを超え、さらに上昇するおそれがあるときの停止状態から千曲川の水位が9.01m以下となったとき。
	停止基準	<ul style="list-style-type: none"> 千曲川の水位が3.5m以下となったとき。 篠井川の水位が2.9m以下となったとき。 千曲川の水位が9.01mを超え、さらに上昇するおそれがあるとき。
川久保樋管	全 閉	西川への逆流が始まったとき。
	全 開	樋門の上流側の水位が下流側の水位より高くなったとき。
牛出排水樋管	全 閉	外水位が増加傾向を示し内水位以上になり逆流のおそれが生じたとき。
	全 開	外水位が減少傾向を示し内水位以下になり逆流するおそれがなくなったとき。
栗林排水樋管	全 閉	外水位が増加傾向を示し内水位以上になり逆流のおそれが生じたとき。
	全 開	外水位が減少傾向を示し内水位以下になり逆流するおそれがなくなったとき。
清水川樋門	全 閉	清水川への逆流が始まったとき。
	全 開	樋門の上流側の水位が下流側の水位より高くなったとき。
大俣第一排水樋管	全 閉	外水位が増加傾向を示し内水位以上になり逆流のおそれが生じたとき。
	全 開	外水位が減少傾向を示し内水位以下になり逆流するおそれがなくなったとき。
大俣第二排水樋管	全 閉	外水位が増加傾向を示し内水位以上になり逆流のおそれが生じたとき。
	全 開	外水位が減少傾向を示し内水位以下になり逆流するおそれがなくなったとき。
本沢川樋門	全 閉	本沢川への逆流が始まったとき。
	全 開	樋門の上流側の水位が下流側の水位より高くなったとき。
上今井第二樋門	全 閉	千曲川からの堤内への逆流が始まったとき。
	全 開	外水位が減少傾向を示し内水位以下になり逆流するおそれがなくなったとき。
替佐第一樋門	全 閉	外水位が増加傾向を示し内水位以上になり逆流のおそれが生じたとき。
	全 開	外水位が減少傾向を示し内水位以下になり逆流するおそれがなくなったとき。
替佐第二樋門	全 閉	外水位が増加傾向を示し内水位以上になり逆流のおそれが生じたとき。
	全 開	外水位が減少傾向を示し内水位以下になり逆流するおそれがなくなったとき。
笠倉上流樋門	全 閉	外水位が増加傾向を示し内水位以上になり逆流のおそれが生じたとき。
	全 開	外水位が減少傾向を示し内水位以下になり逆流するおそれがなくなったとき。
笠倉下流樋門	全 閉	外水位が増加傾向を示し内水位以上になり逆流のおそれが生じたとき。
	全 開	外水位が減少傾向を示し内水位以下になり逆流するおそれがなくなったとき。
古牧排水樋門	全 閉	外水位が増加傾向を示し内水位以上になり逆流のおそれが生じたとき。
	全 開	外水位が減少傾向を示し内水位以下になり逆流するおそれがなくなったとき。
柳沢樋門	全 閉	外水位が増加傾向を示し内水位以上になり逆流のおそれが生じたとき。
	全 開	外水位が減少傾向を示し内水位以下になり逆流するおそれがなくなったとき。
田上排水樋管	全 閉	外水位が増加傾向を示し内水位以上になり逆流のおそれが生じたとき。
	全 開	外水位が減少傾向を示し内水位以下になり逆流するおそれがなくなったとき。
岩井樋門	全 閉	大堰(地元名称)への逆流が始まったとき。
	全 開	樋門の上流側の水位が下流側の水位より高くなったとき。
岩井排水設備	運転基準	<ul style="list-style-type: none"> 千曲川からの排水路への逆流が始まったとき。 排水路の水位が上昇するおそれがあるとき。 千曲川の水位が7.56mを超え、さらに上昇するおそれがあるときの停止状態から千曲川の水位が7.56m以下となったとき。
	停止基準	<ul style="list-style-type: none"> 樋門ゲートが全開したとき。 千曲川の水位が7.56mを超え、さらに上昇するおそれがあるとき。

排水ポンプ車の運転基準

名 称	運 転 基 準	
排水ポンプ車	運転基準	逆流のおそれが生じたとき。
	停止基準	逆流するおそれがなくなったとき。

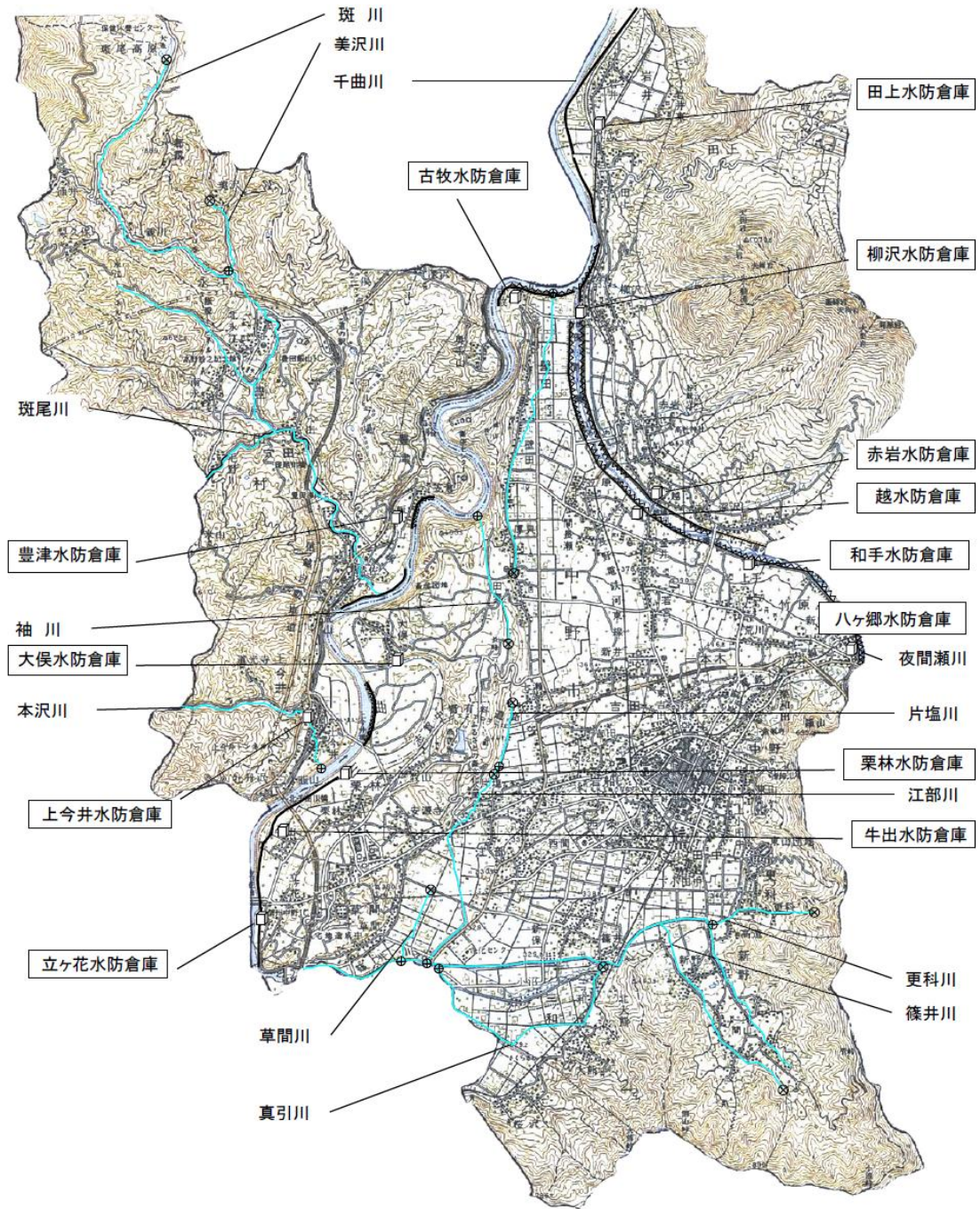
第9章 水防倉庫及び水防資器材

- 1 市有水防倉庫及び位置は表9-1及び配置図のとおりである。
- 2 水防倉庫の備蓄資器材は表9-2のとおり。ただし水防管理者が地勢その他の状況により必要があると認めるときは、その数量を増減することができる。
また、水防用土砂置場は表9-3のとおり。
- 3 水防管理者は、備蓄水防資器材では不足するような緊急事態に際して、国有又は県有水防倉庫の備蓄資器材を千曲川河川事務所長又は北信建設事務所長の承認を受けて使用することができる。
なお、千曲川河川事務所長及び北信建設事務所長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努めるものとする。
- 4 水防管理者は、市及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省千曲川河川事務所長又は北信建設事務所長に電話にて承認を受けるものとする。

表9-1

倉庫名	位置	竣工年月	備考
八ヶ郷水防倉庫	中野 夜間瀬橋下流 24m 左岸	S36. 8	
和手 "	竹原 越橋上流 1,500m 左岸	S59. 6	県有借用
越 "	笠原 " 下流 70m 左岸	S48. 3	" (H3. 5)
赤岩 "	越 " 50m 右岸	S35. 11	
柳沢 "	柳沢 折橋東 10m 公衆用道路	H9. 3	
田上 "	田上字清水脇105-1	H17. 12	
古牧 "	壁田1-2	H27. 2	
大俣 "	大俣12-4 輪中堤南側端末部	H10. 9	
立ヶ花 "	立ヶ花 立ヶ花橋上流 160m 右岸	H3. 3	
牛出 "	牛出 " 下流 800m 右岸	H10. 3	
栗林 "	栗林182-3 清水川樋門上流 200m 右岸	H14. 7	
上今井 "	上今井字山根2761-3 国道117号本沢橋下	S63. 3	
豊津 "	豊津字向田 斑尾橋北 600m	S58. 7	

水防倉庫配置図



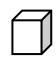
 水防倉庫

表9-2 水防倉庫資器材

番号	倉庫名 品名	倉庫名														合計	消防課 防災倉庫
		八ヶ郷	和手	越	赤岩	柳沢	田上	古牧	大俣	立ヶ花	牛出	栗林	上今井	豊津			
1	ビニール袋	2,000	2,000	2,800	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	3,000	2,800	2,000	2,000	28,600	2,000	
2	ビニールシート	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	1,040	80	
3	蛇籠	50	43	146	42	50	50	0	0	49	30	0	0	0	460		
4	鉄線 kg	6	9	24	17	6	6	0	3	7	15	3	3	3	102		
5	荒縄 kg	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	195		
6	トラロープ(新)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	78		
7	救助ロープ	2	2	2	2	2	4	2	4	6	2	2	6	2	38		
8	スリングロープ	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	260		
9	ペンチ	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	65		
10	鉄線切	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13		
11	シノ	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	31		
12	鎌	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	130		
13	斧	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	3	3	3	57		
14	鋸	3	3	3	3	3	3	2	3	3	2	2	2	2	34		
15	掛矢	8	8	10	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	106		
16	ツルハン	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	65		
17	スコップ	30	30	40	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	400		
18	大ハンマー	5	5	5	10	5	5	5	5	5	10	5	5	5	75		
19	杭木	50	50	90	100	49	74	0	50	210	45	0	3	0	721		
20	鉄杭	30	30	50	30	30	30	30	30	30	30	50	30	30	430		
21	鉄棒(長)	61	44	50	109	51	59	0	80	417	47	0	0	0	918		
22	発電機	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	1	
23	投光器	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	1	
24	投光器用三脚	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13		
25	電工ドラム	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13		
26	チェーンソー	0	0	2	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	6		
27	カナヅチ	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	39		
28	ザル	15	14	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	34		
29	板鍬・備中鍬	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	10		
30	水追用板	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17		
31	救命胴衣	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	130		
32	懐中電灯	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13		
33	一輪車	0	0	6	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	12	3	
34	塩ビパイプφ100	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	4		
35	空気ポンプ	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	3		
36	排水ポンプ	0	0	0	0	1	2	1	2	1	1	2	3	4	17	1	
37	排水ホース(50m)	0	0	0	0	1	2	1	2	1	1	4	9	5	26	2	
38	ホース連結パイプ	0	0	0	0	0	2	0	2	1	1	1	3	1	11		
39	ホース連結バンド	0	0	0	0	0	4	0	4	2	2	2	6	2	22		
40	マイナーストライバー	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	7		
41	バッテリー充電器	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	7		
42	排水ポンプ台	0	0	0	0	0	2	0	2	1	1	1	0	0	7		
43	かく落し板	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	12		
44	救命ボート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1		
45	500kg土のう	0	0	8	0	10	0	0	0	10	0	0	0	0	28	10	
46	安全帯	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	130		

表9-3 水防用土砂置場表

NO	分団名	土砂所在地
1	第1分団	中野 八ヶ郷水防倉庫横
2	第2分団	更科 公会堂前
3		間山 消防団詰所横
4		新野 消防団詰所横
5	第3分団	篠井 延徳神社鳥居横
6		小沼 公会堂横
7		北大熊 北大熊ポンプ小屋横
8	第4分団	片塩 市防災倉庫横
9	第5分団	立ヶ花 立ヶ花水防倉庫横
10		牛出 牛出水防倉庫横
11		栗林 栗林水防倉庫横
12		大俣 大俣水防倉庫横
13	第6分団	壁田 消防団詰所横
14		古牧 古牧水防倉庫横
15	第7分団	竹原 和手水防倉庫横
16		笠原 市資器材置場
17	第8分団	越 構造改善センター入口横
18	第9分団	柳沢 柳沢水防倉庫横
19		田上 倭地区コミュニティ消防センター横
20	第10分団	上今井 上今井水防倉庫横
21		豊津 豊津水防倉庫横
22	第11分団	永田 永田地区コミュニティ消防センター横

第10章 水防活動

第1節 巡視及び警戒

1 平常時

水防管理者、消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という）は、随時区域内の河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。上記に係る連絡を受けた河川管理者は、必要な措置を行うとともに措置状況を市に報告するものとする。

河川管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに措置状況を市に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後に重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章第1節に定める河川管理者の協力のほか必要に応じて、河川の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

2 出水時

(1) 洪水

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、表7-2に定める重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、北信建設事務所長及び河川管理者に連絡し、北信建設事務所長は県水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第5節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- イ 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ロ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ハ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ニ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ホ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ヘ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第2節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防従事者は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、自身の危険性が高いと判断したときには自身の避難を優先する。

第3節 警戒区域の指定

1 法第21条に基づく指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防機関に属する者がいないとき、またこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

2 災害対策基本法第63条に基づく指定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長又は市長の委任を受けた市の職員は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、市長又は市長の委任を受けた市の職員がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、市長又は市長の委任を受けた市の職員の職権を行うことができるものとする。市長又は市長の委任を受けた市の職員がいない場合に限り、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第2項に規定する災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官も、市長又は市長の委任を受けた市の職員の職権を行うことができるものとする。

第4節 避難のための立ち退き

1 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者又は消防機関の長は、必要と認める区域の居住者に対し防災行政無線、テレビ、ラジオ、広報車、口頭、水防信号、防災情報メールその他の方法により避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合において、当該区域を管轄する中野警察署長にその旨を通知するものとする。

2 市長は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を北信建設事務所長に速やかに報告するものとする。

3 指定緊急避難場所は表10-1及び指定避難所は表10-2に示すとおりとし、避難所には市職員を配置するなどして受け入れ体制を速やかにとらなければならない。

4 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、ハザードマップを作成し、避難場所、避難路その他必要な事項について一般に周知しておくものとする。

第5節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

1 決壊・漏水等の通報（法25条）

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長、ダム等の管理者又は水防協力団体の代表者は直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。

決壊後といえども水防管理者、消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

2 決壊・漏水等の通報系統

決壊・漏水等の通報系統は、次のとおりとする。

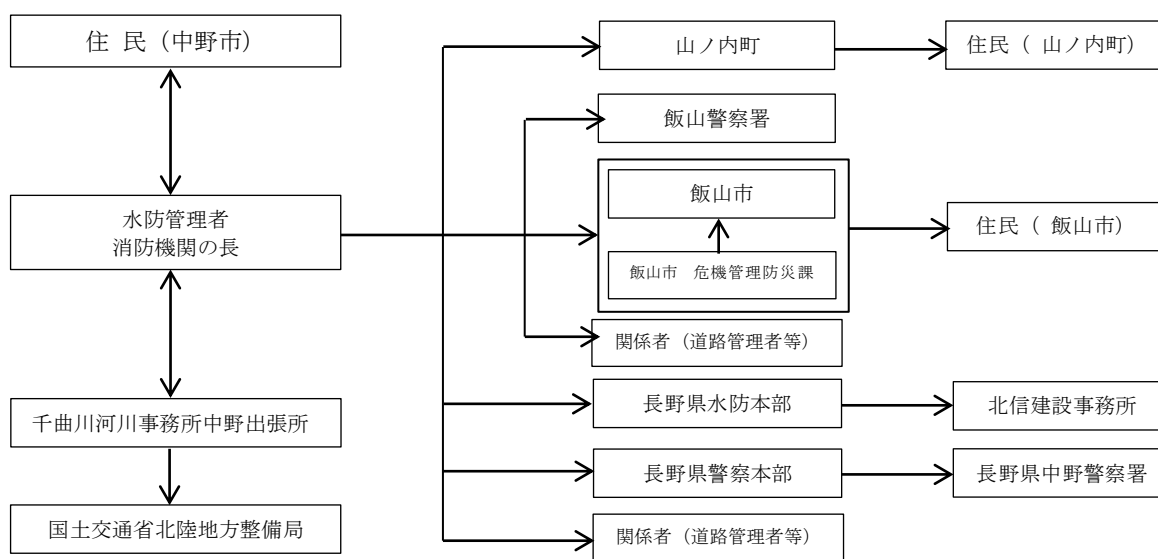


表10-1 指定緊急避難場所

地区	番号	名 称	面 積 (㎡)	想定収容人数 (人)	所 在 地	
中野	①	市民体育館	★	4,580	1,960	一本木 590-1
	②	中野西高等学校体育館	★	3,544	1,100	西条544-1
		中野西高等学校校庭		25,490	12,750	
	③	中野市中央公民館	★	3,386	873	三好町 1-4-27
	④	旧中野高等学校校庭		17,343	8,670	小館6
	⑤	中野立志館高等学校体育館	★	2,696	850	三好町 2-1-53
	⑥	南宮中学校体育館	★	1,556	620	南宮1-12
	⑦	中野小学校体育館	★	1,524	600	中野1804
⑧	高梨館跡公園		15,054	7,530	小館 1069-4	
日野	⑪	日野小学校体育館	★	838	330	新野827
		日野小学校校庭		5,342	2,670	
延徳	⑫	延徳小学校体育館	★	929	370	三ツ和 1731
平野	⑬	中野平中学校体育館	★	1,599	640	片塩165
		中野平中学校校庭		14,384	7,190	
	⑭	平野小学校体育館	★	1,003	400	江部 1359-4
高丘	⑮	中野市西部文化センター (西部公民館)	★	1,677	505	安源寺 666-1
	⑯	高丘小学校体育館	★	808	320	草間1505
		高丘小学校校庭		6,103	3,050	
	⑰	中野市屋内運動場	★	770	310	栗林857-10
長丘	⑱	長丘小学校体育館	★	921	360	壁田1572
	⑲	長丘小学校校庭		7,948	3,970	
平岡	⑳	高社中学校体育館	★	1,328	530	笠原190
		平岡小学校体育館	★	1,303	520	金井80

科野	21	中野市北部公民館	★	1,591	470	赤岩1447
	22	科野小学校体育館	★	680	270	越849
		科野小学校校庭		15,774	7,890	
倭	23	倭小学校体育館	★	890	320	田上322
		倭小学校校庭		5,341	2,670	
上今井	24	豊井小学校体育館	★	933	370	上今井 3435-1
		豊井小学校校庭		7,104	3,550	
豊津	25	中野市豊田支所	★	619	263	豊津2508
	26	中野市豊田文化センター (豊田公民館)	★	2,056	872	豊津2509
	27	豊田中学校体育館	★	1,080	430	豊津 4296-1
		豊田中学校校庭		11,551	5,780	
永田	28	永田小学校体育館	★	838	330	永江 1824-4
		永田小学校校庭		14,000	7,000	
	29	豊田野球場		15,220	7,610	穴田3535

※ ★：指定避難所を兼ねる施設

※ 指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は、発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所で、円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、基準に適合する施設又は場所を、異常な現象（洪水、土砂災害、地震、大規模火災）ごとに指定しなければならない。

※ 本避難場所は異常な現象のうち、洪水「洪水、内水氾濫」を想定。

※ 指定基準

- (1) 安全な構造であり、周辺に危険を及ぼすおそれがある物がないこと。
- (2) 異常な現象に対して安全区域内であること。ただし、安全な構造であることに加え、洪水等の場合は、浸水想定以上の階を有し避難が可能な場合は、この限りではない。
- (3) 災害が切迫した状況において、速やかに開設可能であること。

※ その他：指定緊急避難場所と指定避難所は、兼ねることができる。

指定緊急避難場所位置図



指定緊急避難場所位置図

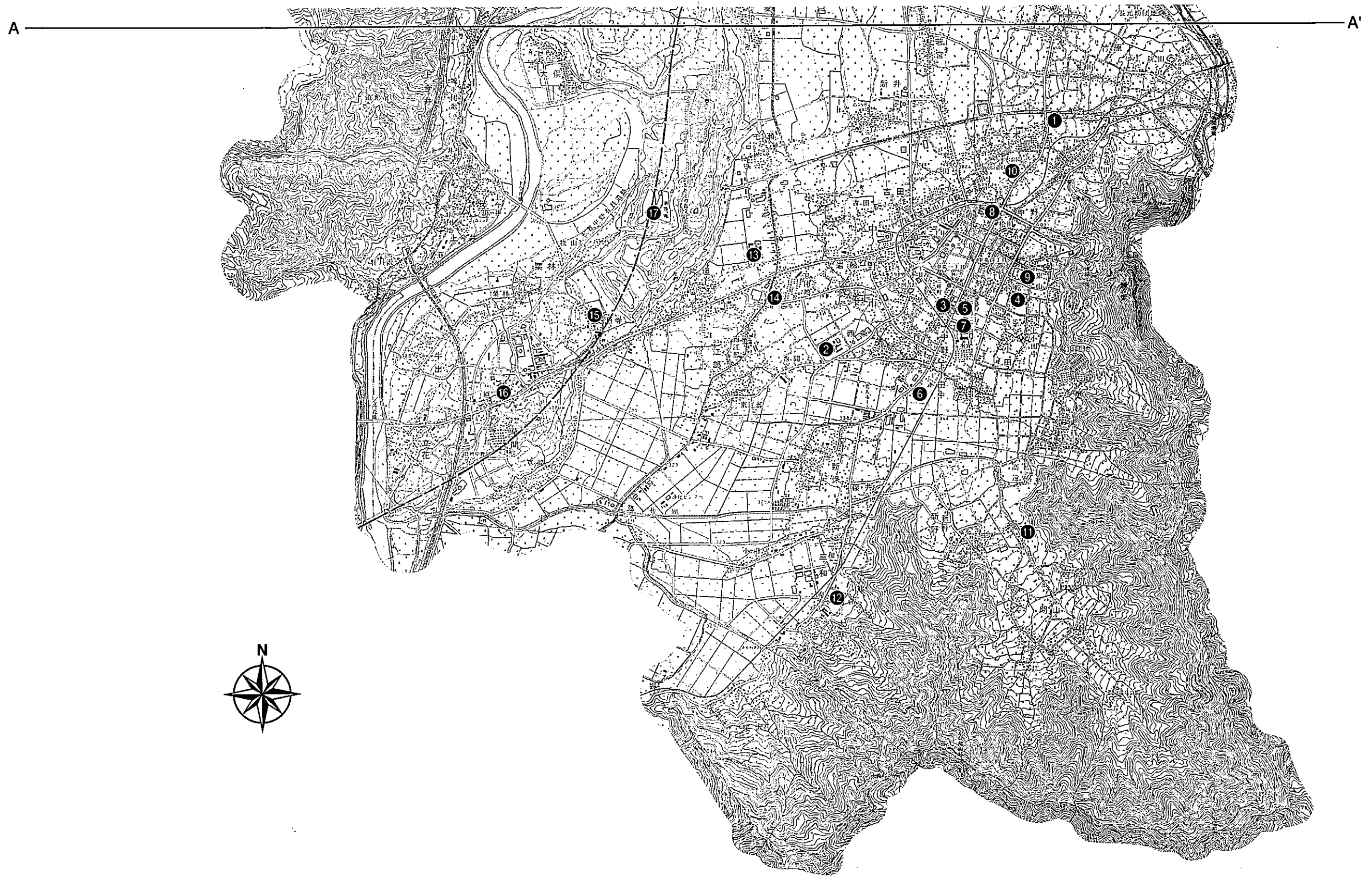


表10-2 指定避難所

【学校体育館等】

地区	番号	名 称	構 造	面 積 (㎡)	想定収容人数 (人)	所 在 地
中野	①	市民体育館	R C造平屋建	4,580	1,960	一本木590-1
	②	中野西高等学校体育館	S造2階建	3,544	1,100	西条544-1
	③	中野市中央公民館	R C造3階建	3,386	873	三好町1-4-27
	④	中野立志館高等学校体育館	S造2階建	2,696	850	三好町2-1-53
	⑤	南宮中学校体育館	R C造2階建	1,556	620	南宮1-12
	⑥	中野小学校体育館	R C造2階建	1,524	600	中野1804
	⑦	中野市農村環境改善センター	R C造2階建	1,253	290	東山1307-1
	⑧	福祉ふれあいセンター	S造2階建	695	230	西条70-1
日野	⑨	日野小学校体育館	R C造平屋建	838	330	新野827
延徳	⑩	延徳小学校体育館	R C造3階建	929	370	三ツ和1731
平野	⑪	中野平中学校体育館	S造平屋建 R C造2階建	1,599	640	片塩165
	⑫	平野小学校体育館	R C造一部2階建	1,003	400	江部1359-4
高丘	⑬	中野市西部文化センター (西部公民館)	S造2階建	1,677	505	安源寺666-1
	⑭	高丘小学校体育館	R C造平屋建	808	320	草間1505
	⑮	中野市屋内運動場	S造2階建	770	310	栗林857-10
長丘	⑯	長丘小学校体育館	R C造2階建	921	360	壁田1572
平岡	⑰	高社中学校体育館	R C造2階建	1,328	530	笠原190
	⑱	平岡小学校体育館	R C造2階建	1,303	520	金井80
科野	⑲	中野市北部公民館	S造2階建	1,591	470	赤岩1447
	⑳	科野小学校体育館	R C造平屋建	680	270	越849
倭	㉑	倭小学校体育館	R C造2階建	890	320	田上322
上今井	㉒	豊井小学校体育館	S造平屋建	933	370	上今井3435-1
豊津	㉓	中野市豊田支所	S R C造2階建 地下1階	619	263	豊津2508
	㉔	中野市豊田文化センター (豊田公民館)	S R C造2階建	2,056	872	豊津2509

豊津	25	豊田中学校体育館	S造2階建	1,080	430	豊津4296-1
永田	26	永田小学校体育館	S造2階建	838	330	永江1824-4

【福祉避難所】

地区	番号	名称	構造	面積 (㎡)	想定収容人数	所在地
中野	27	中野市障がい者デイサービスセンターいこいの里	R C造平屋建	434	7	西条62-2
		老人ホーム高社寮	R C造平屋建	3,674	8	
平野	28	特別養護老人ホームフランセーズ悠なかの	S造平屋建一部2階建	4,390	20	片塩58-23
高丘	29	中野市デイサービスセンターつどい苑	S造平屋建	600	5	安源寺665-3
		中野市デイサービスセンターつどい苑(白山)			5	
平岡	30	中野市デイサービスセンターうまし苑	S造平屋建	552	5	笠原767-1
		中野市デイサービスセンターうまし苑(城山)			5	
	31	障害者支援施設 のぞみの郷高社	R C造平屋建	2,092	3	笠原765-1
豊津	32	中野市デイサービスセンターさくら	S造平屋建	1,054	5	豊津3076
		中野市デイサービスセンターさくら(すみれ)			5	
永田	33	特別養護老人ホームふるさと苑	R C造	3,396	8	穴田字2322-1

※ 指定避難所は、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでの間、滞在させる施設

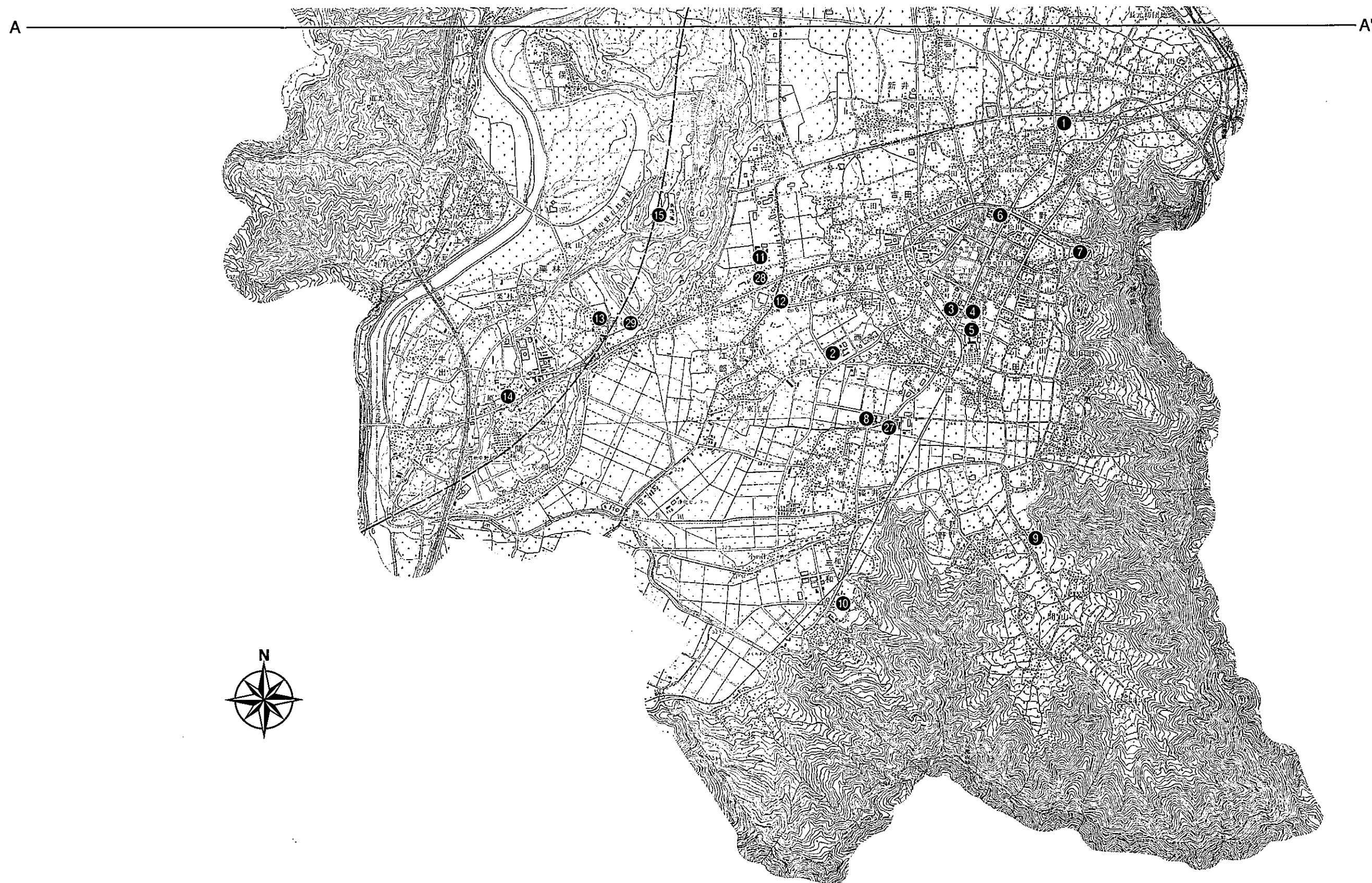
指定基準

- (1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模
- (2) 速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所
- (4) 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所

指定避難所位置図



指定避難所位置図



第11章 水防配備の解除

第1節 水防管理団体の非常配備の解除

市は、水位が氾濫注意水位以下に減じ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、北信建設事務所を通じ県水防本部に報告するものとする。

第2節 消防団の非常配備の解除

消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに消防団長に報告し、消防団長は消防長に報告するものとする。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第12章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力

河川管理者北陸地方整備局、中部地方整備局及び長野県は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 河川に関する情報提供
- 2 重要水防区域の合同点検の実施
- 3 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 4 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資材の貸与
- 5 水防活動の記録及び広報

第2節 水防管理団体相互の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

また、他の市町村長又は消防長から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

第3節 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、中野警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。

第4節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、市地域防災計画の定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- 1 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行う。

第5節 水防連絡会との連携

市は、県や国土交通省河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水、予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

第6節 企業（地元建設業等）との連携

市は出水時の水防活動に際し、「公共機関及びその他事業者との相互応援協定」に基づき応援に要する人員、資機材及び物資等の提供を求めるものとする。

第7節 住民、自主防災組織等との連携

市は水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第 13 章 水防報告等

第 1 節 水防記録

水防作業員が出動したとき水防管理者は、次の記録を資料 13-1 等により作成し保管するものとする。

- 1 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 2 水防活動をした河川名及びその箇所
- 3 警戒出動及び解散命令の時刻
- 4 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- 5 水防作業の状況
- 6 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 7 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- 8 水防法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- 9 応援の状況
- 10 居住者出勤の状況
- 11 警察関係の援助の状況
- 12 現場指導の官公署氏名
- 13 立退きの状況及びそれを指示した理由
- 14 水防関係者の死傷
- 15 殊勲者及びその功績
- 16 殊勲水防団とその功績
- 17 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第 2 節 水防報告

1 水防てん末報告

水防管理者は、水防実施後 10 日以内にその状況を水防法施行細則(昭和 26 年 5 月 17 日付、長野県規則第 42 号)に定める資料 13-2 により、北信建設事務所長を経由して知事に報告する。

水防実施状況報告書

中野市水防本部長 殿

年 月 日

作成者 職 氏 名

⑩

災害の名称		災害の日時		実施場所		出動人員数		消防職員	消防団員	その他	計
						人	人	人	人		
水防作業の概況・工法及び効果	概況						所要経費	項目	金額		備考
	工法							資材費	円		
	効果							器材費	円		
被害総括	人的被害	死者	行方不明	計		使用資材	燃料費	円			
		人	人	人			雑費	円			
		重傷者	軽傷者	計			計	円			
		人	人	人			資材名	使用数	搬出した倉庫		
	被害総括	千円					袋類				
内訳	種別	住家	非住家	世帯	人数	金額(千円)	シート				
	全壊						縄				
	半壊						ロープ				
	流出						生木				
	一部破壊						枕木等				
	床上浸水						鉄杭				
	床下浸水						鉄線				
	計						鉄棒				
	種別	浸水面積			金額		土砂				
	田	流失ha					土嚢				
		冠水ha			千円						
	畑	流失ha									
		冠水ha			千円						
	堤防				m						
	鉄道				m		考察・備考				
道路				m							
その他											
計											

(様式第6号)

水防てん末報告

(〇〇市)

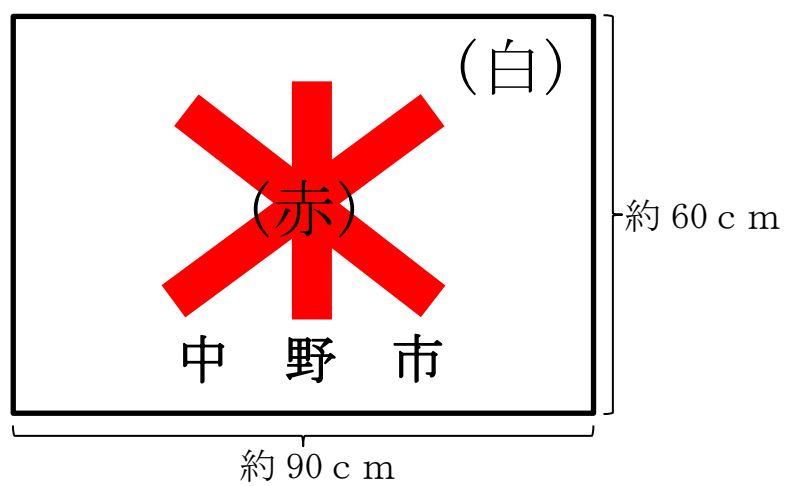
1 天気情報										
年月日	日雨量	風速	風向	気温	摘要					
					始雨	日	時頃			
					終雨	日	時頃			
2 こう水の増減										
				〇〇量水標標高〇〇メートル						
平水位〇〇メートル										
年月日	時刻	水位	摘要	年月日	時刻	水位	摘要			
(注) 通報水位より通報水位に復するまで毎時観測時										
3 消防団の出勤の時刻及び人員、作業状況、住居者の出勤状況、応援状況										
年月日	水防団員		作業内容	効果	隣接消防団		住居者		総員	摘要
	出動人員	時間			応援人員	時間	出動人員	時間		
4 堤防その他の施設の有無										
河川名	地名	工種	被害内容	被害延長	被害金額	摘要				

5 使用資材の種類及び員数並びに向収分					
備蓄所名	使用資材	員数	回収員数	損失金額	摘要
6 水防法第21条による負担下命の種類及び員数					
種類	員数	損失額	損失額住所	氏名	摘要
7 災害救助隊の援助状況（適宜実情を記載すること。）					
8 立退状況（ 〃 ）					
9 水防関係者の死亡及び傷害					
り災種別	職務	氏名	生年月日	所属水防管理団体名	摘要
10 殊勲者及びその功績（適宜実情を記載すること。）					
11 水防に要した経費					
人件費	資材費	補償費	その他	合計	摘要
計					
12 事後水防について考慮を要する点その他水防管理者の所見					

第 14 章 水防標識等

第 1 節 水防標識

法第 18 条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



第2節 身分証票

消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

(表)

第 号
身分証票
住 所
氏 名
職 名
上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。
平成 年 月 日
中野市長名 図

(裏)

(1) 本証は水防法第49条第2項による立入証である。
(2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
(3) 記名以外の者の使用を禁ずる。
(4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

第 15 章 費用負担と公用負担

第 1 節 費用負担

1 費用負担

本市の水防に要する費用は、法第 41 条により本市が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援に要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

2 利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村と協議して定めるものとする。当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあっせんを申請することができる。

第 2 節 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証

〇〇〇消防団 〇〇部長
氏名

上記のものに〇〇〇〇 区域における水防法第 28 条第 1 項の権限を委任したことを証明する。

平成 年 月 日

水防管理者
氏名



3 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令書

第 号
種類 員数
使用 収用 処分

平成 年 月 日

水防管理者 氏名
事務取扱者 氏名



殿

4 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第16章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

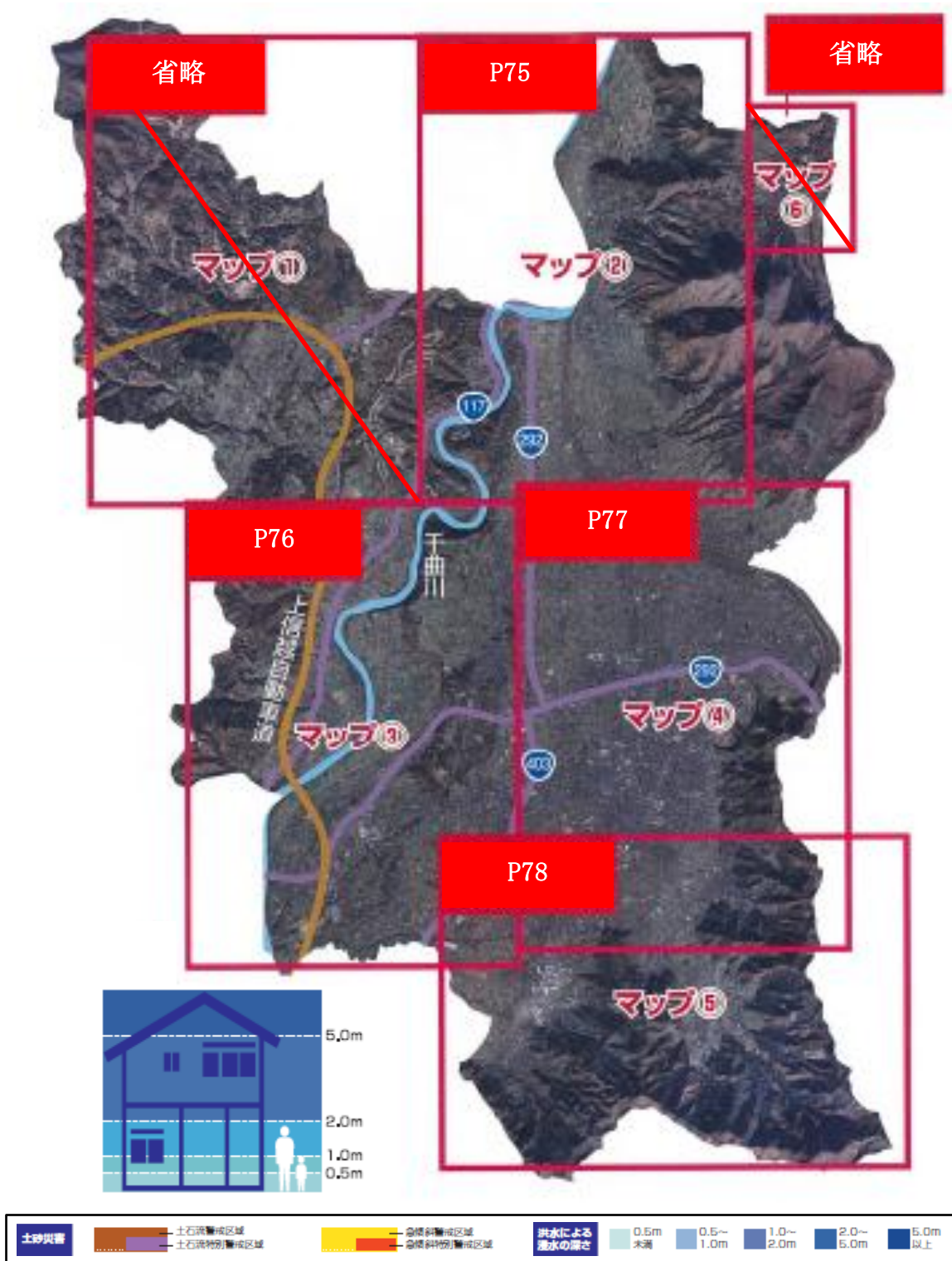
第1節 浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。現在、本市に係る浸水想定区域は資料16-1及び、浸水想定区域図は資料16-2のとおりである。

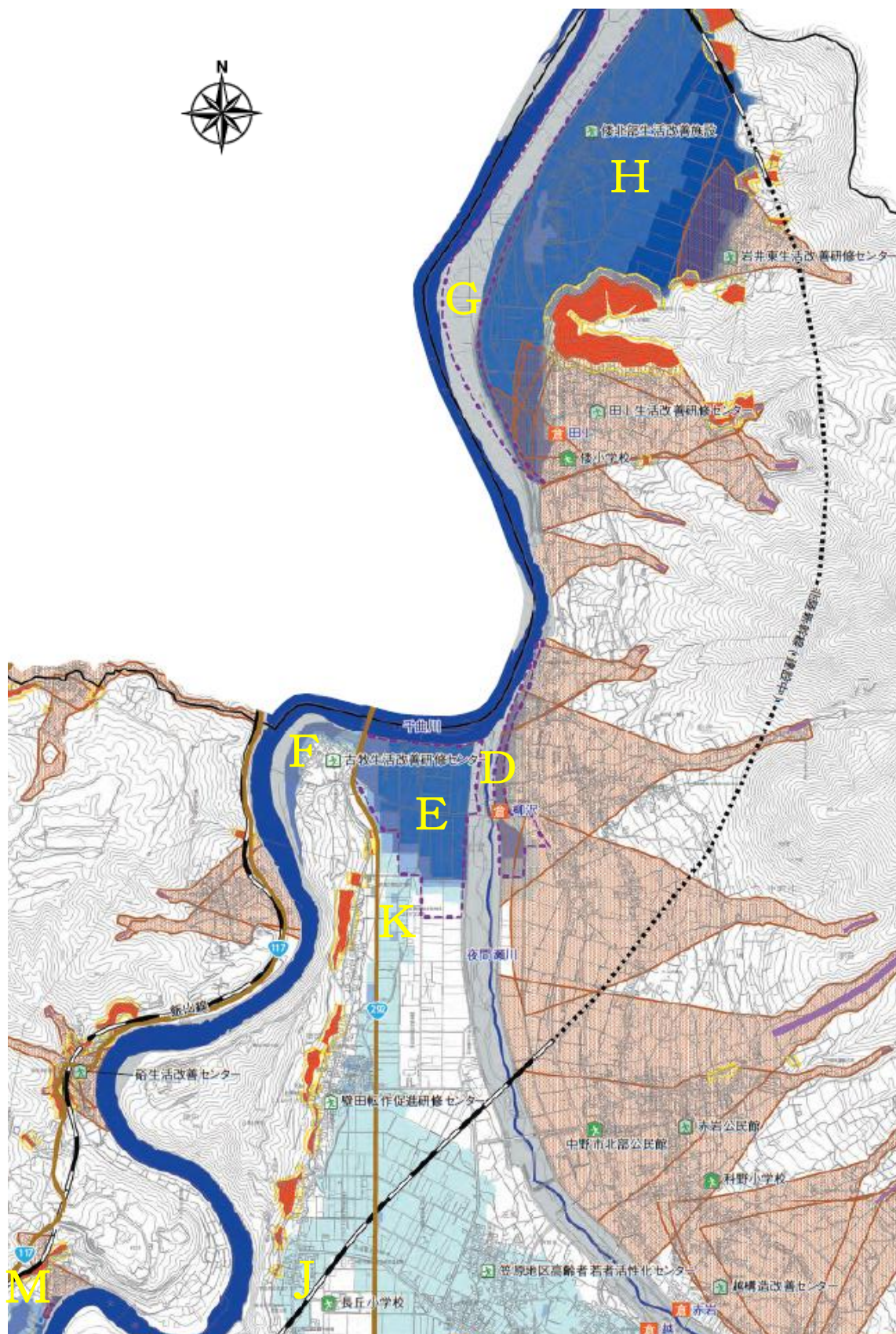
資料16-1 浸水想定区域

図面記号	浸水想定区域 (ha)	建 物			公共用施設			農地 田畑 (ha)	該当区
		住 家 (世帯数)	公共用 建築物 (棟)	工事中 その他 (棟)	道 路 (m)	橋 梁 2 m以上 (箇所)	鉄 道 (m)		
A	34.7	58	0	14	5,598	1	0	30	大俣
B	88.5	130	2	19	10,641	0	0	85	栗林 牛出
C	11.1	61	0	21	1,627	0	0	10	立ヶ花
D	22.2	18	0	7	1,663	0	0	10	柳沢
E	41.1	1	0	1	3,586	2	0	41	柳沢 古牧
F	143.0	10	0	11	20	0	0	8	古牧
G	64.1	4	0	0	7,907	0	0	64	田上 岩井
H	105.4	93	4	31	15,652	0	0	100.2	岩井 岩井東
I	895.5	1,729	16	595	107,722	17	3,000	577.6	延徳地区 片塩、西間 東・西江部 安源寺 草間
J	0.1	23	2	6	410	0	0	0	壁田
K	194.3	410	8	71	18,814	3	0	172.2	金井、壁田 東・西笠原
L	109.5	54	1	2	5,100	2	400	97.5	上今井
M	36	93	2	0	1,300	1	800	17	豊津 笠倉
合計	1,745.5	2,684	35	778	180,040	26	4,200	1,212.5	

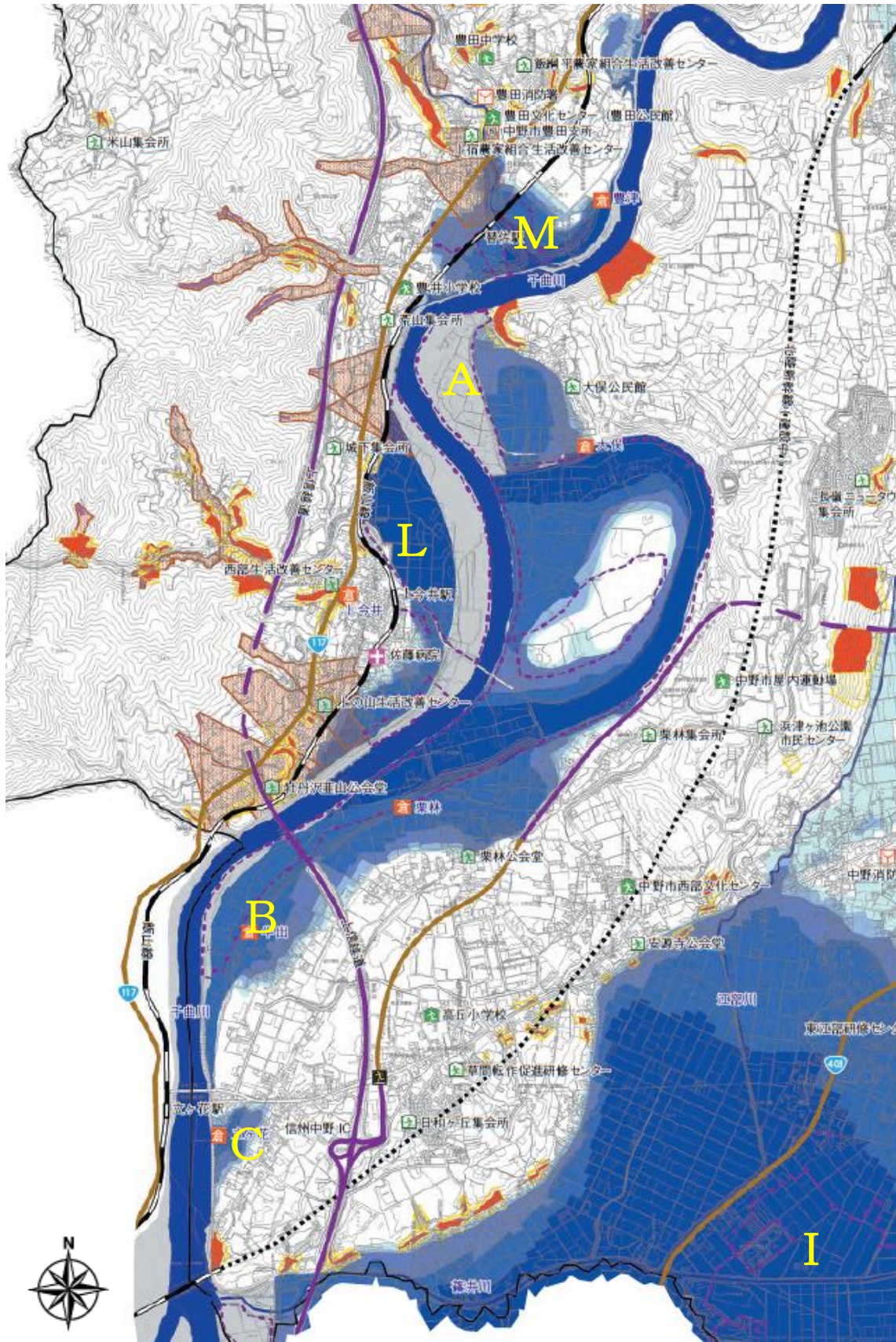
資料 16-2 浸水想定区域図



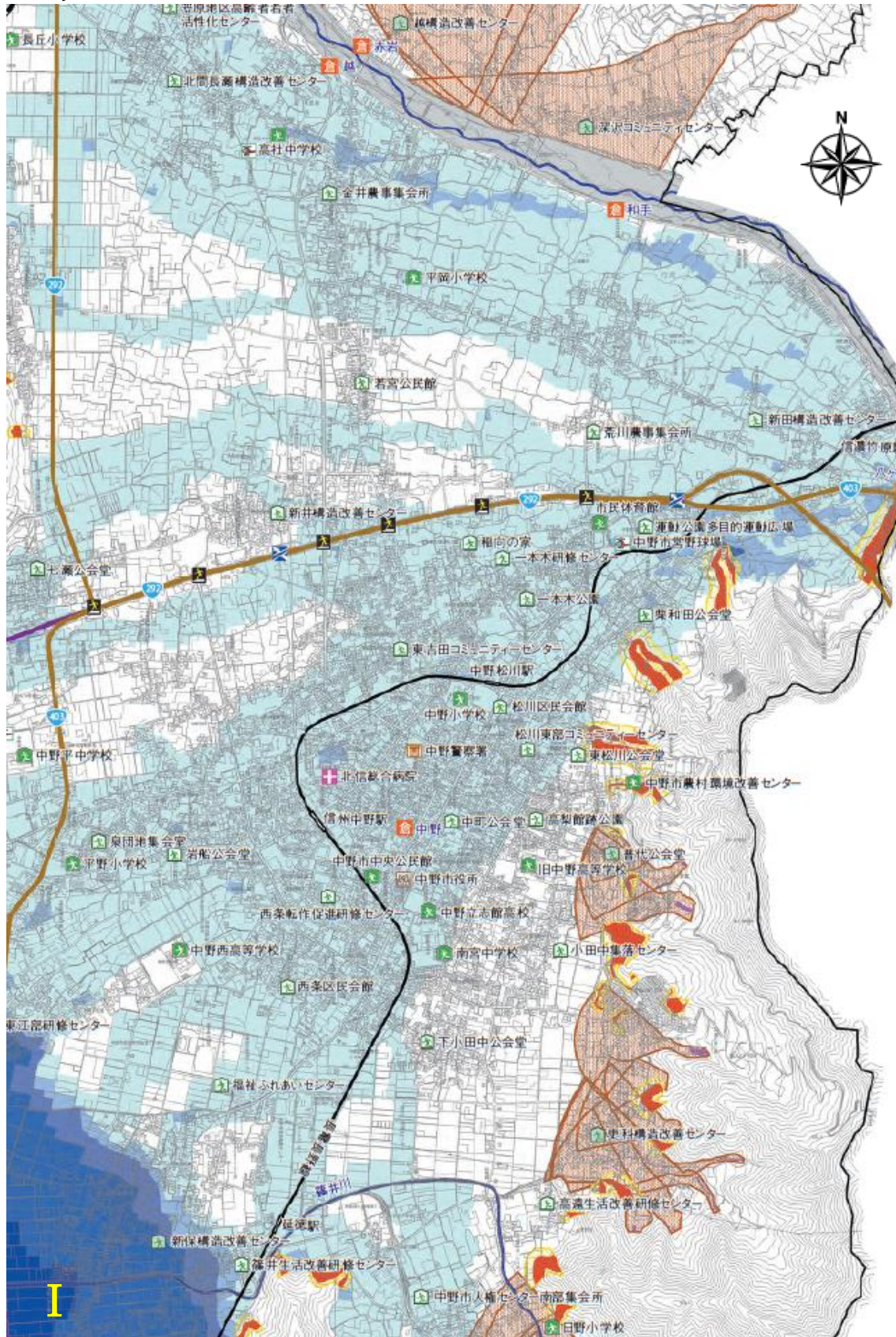
マップ2



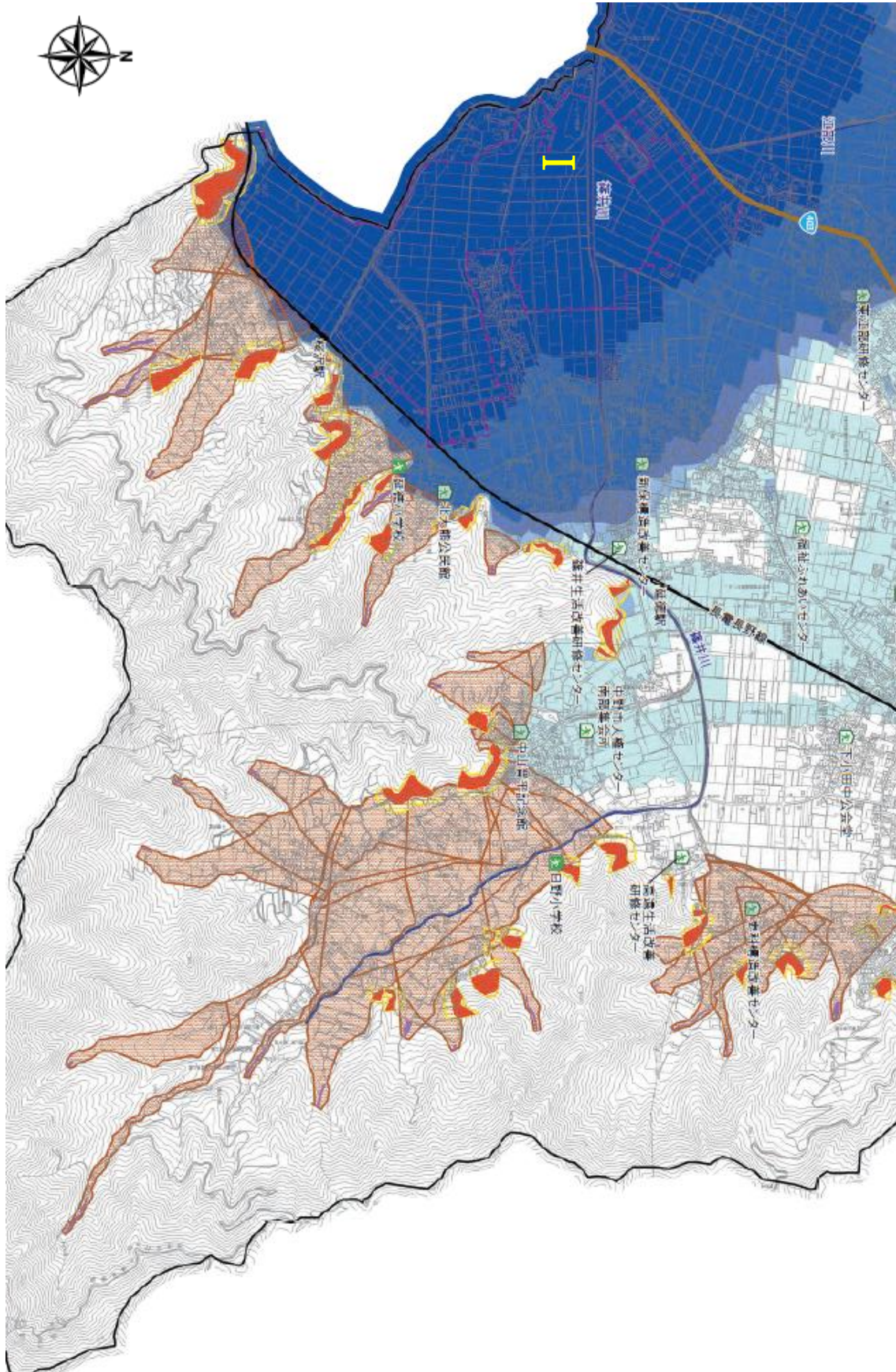
マップ3



マップ4



マップ5



第2節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

- 1 洪水予報指定河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めることとされている。
 - (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
 - (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - (3) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。
 - ロ 大規模な工場その他の施設（イに掲げるものを除く）であって市地域防災計画に名称及び所在地を定められたもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの。
- 2 本市地域防災計画で定められている要配慮者利用施設等は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

第3節 洪水ハザードマップ

市では、浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し印刷物を各世帯に配布している。

また、洪水ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、住民が情報を受けられる状態にしている。この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

第4節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員は、防災行政無線、戸別受信機、防災情報メール、緊急速報メール、市ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等により、洪水予報等の情報収集に努めるものとする。

第5節 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員は、防災行政無線、戸別受信機、防災情報メール、緊急速報メール、市ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等により、洪水予報等の情報収集に努めるものとする。

第17章 水防協力団体

第1節 水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

第2節 水防協力団体の業務

- 1 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- 3 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- 4 水防に関する調査研究
- 5 水防に関する知識の普及、啓発
- 6 前各号に附帯する業務

第3節 水防協力団体との連携

水防協力団体は、消防団等との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年消防団等及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。（水防法第32条の2）

第4節 水防協力団体の申請・指定及び運用

市は、水防協力団体の申請があった場合は、資料17-1に基づき指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務の適正かつ確実に行われるよう資料17-2によるものとする。

中野市水防協力団体指定要領

1 趣旨

本市では、新入団員の確保が難しく、サラリーマン化による実際に出動できない消防団員の増加並びに市民及び民間団体が自主的に災害救援活動に取り組む動きの活発化等、近年の水災防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市における消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力することを目的に、水防法（以下「法」という。）に基づき、水防協力団体を指定することとした。

2 水防協力団体の要件（法第 36 条第 1 項関係）

水防協力団体は、法第 36 条に基づき、法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有し、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者とする。

3 水防協力団体の業務（法第 37 条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、水防責任を有する水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- (1) 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- (3) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- (4) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- (5) 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- (6) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事の開催の前各号に掲げる業務に附帯する業務

4 水防協力団体の申請方法（法第 36 条第 1 項・第 3 項関係）

- (1) 水防協力団体の要件を満たす者で、中野市水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者（中野市長）に「中野市水防協力団体指定申請書」（様式 1）に別添「水防協力団体活動業務計画書」及び水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて、2 部提出するものとする。

(2) 水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。(任意様式)

5 水防協力団体の指定（法第 36 条第 2 項・第 4 項関係）

- (1) 水防管理者（中野市長）は前項の申請により業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「中野市水防協力団体認定書」（別紙）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。
- (2) 水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6 その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

様式 1

中野市水防協力団体指定申請書		
		年 月 日
中野市水防管理者 中野市長	様	
	住 所（事務所所在地）	
	団体の名称	
	代表者氏名	㊟
<p>水防法第 36 条第 1 項及び中野市水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、中野市水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」を添えて申請します。</p>		

水防協力団体協力活動業務計画書

下記の中野市の実施する水防活動に協力します。

記

※ご協力いただける項目の番号に○印を記入してください。

1 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力（指定要領3-1(1)関係）

- (1) 災害時における土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への支援
- (2) 災害時における小さな子供やお年寄りなどの災害時要援護者の救護
- (3) 災害時における住民に対する洪水注意報、警報などの情報の広報
- (4) 災害時における住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援

2 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供

（指定要領3-2(2)関係）具体的な資器材の種類・数量及び保管場所等

[]

3 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供（指定要領3-3(3)関係）

- (1) 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視
- (2) 災害時における河川水位状況、雨量、強風状況などの情報連絡

4 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究（指定要領3-4(4)関係）

- (1) 市（町）が作成する洪水ハザードマップの配布

5 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発（指定要領3-5(5)関係）

- (1) 実体験等に基づく、浸水箇所や危険箇所などの地域住民に対する水防知識の講習

6 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等

（指定要領3-6(6)関係）

- (1) 消防機関が開催する水防演習への参加
- (2) 住民の避難訓練の実施

◎その他ご協力いただける活動がありましたら内容をご記入ください。

[]

別 紙

中野市水防協力団体認定書

年 月 日

住 所
(事務所所在地)

団体の名称

代 表 者 様

中野市水防管理者

中野市長 印

水防法第 36 条第 1 項及び中野市水防協力団体指定要領第 5 の規定に基づき、貴団体を
中野市水防協力団体に指定します。

中野市における水防協力団体との水防協働活動実施要領

1 趣旨

中野市における水防活動は、中野市水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法の一部が改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市において水防協力団体を指定した際に消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。

2 消防機関と水防協力団体との連携（水防法第 38 条関係）

水防法第 36 条及び中野市水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防を行う消防機関による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。

3 活動報告書の提出（水防法第 39 条関係）

連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「中野市水防協力団体協力活動報告書」（様式 2）を提出させることができる。

4 情報提供等（水防法第 40 条関係）

水防管理者は、中野市水防協力団体指定要領 4 に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「中野市水防協力団体協力活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。

5 その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

様式2 水防協力団体協力活動報告書様式

中野市水防協力団体協力活動報告書		
年 月 日		
中野市水防管理者 中野市長	様	
	住 所（事務所所在地）	
	団体の名称	
	代表者氏名	㊟
<p>別紙のとおり水防活動を実施しましたので、中野市における水防協力団体との水防協働活動実施要領の規定に基づき提出します。</p>		

第18章 水防協議会

中野市水防協議会条例

平成17年4月1日条例第173号

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第34条の規定により、中野市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、会長1人及び委員13人以内で組織する。

(任期)

第3条 関係行政機関の職員及び団体の代表者である委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第6条 協議会に幹事若干人を置き、市の職員のうちから会長が委嘱する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、消防部消防課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月29日条例第213号)

この条例は、公布の日から施行する。

中野市水防協議会

中野市水防協議会長 中野市長
職務代理者 中野市副市長

(順不同)

役 職 名	氏 名
千曲川河川事務所中野出張所長	
北信地方事務所長	
北信建設事務所長	
中野警察署長	
中野市議会議長	
中野市議会副議長	
中野市消防団長	
中野市区長会長	
中高交通安全協会長	
中野市副市長	
岳南広域消防組合消防長	

平成 年 月 日現在